

主要な政策に係る政策評価の事前分析表（令和4年度実施政策）

	ページ
政策1 適正な行政管理の実施	1
政策2 行政評価等による行政制度・運営の改善【モニタリング】	5
政策3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	9
政策4 地域振興（地域力創造）【モニタリング】	14
政策5 地方財源の確保と地方財政の健全化【モニタリング】	23
政策6 分権型社会を担う地方税制度の構築【モニタリング】	26
政策7 選挙制度等の適切な運用【モニタリング】	28
政策8 電子自治体の推進	32
政策9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	36
政策10 情報通信技術高度利活用の推進	40
政策11 放送分野における利用環境の整備【モニタリング】	47
政策12 情報通信技術利用環境の整備【モニタリング】	50
政策13 電波利用料財源による電波監視等の実施【モニタリング】	57
政策14 ICT分野における国際戦略の推進【モニタリング】	61
政策15 郵政行政の推進	65
政策16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進【モニタリング】	70
政策17 恩給行政の推進【モニタリング】	72
政策18 公的統計の体系的な整備・提供【モニタリング】	74
政策19 消防防災体制の充実強化【モニタリング】	78

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施				担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、調査法制課、他4管理官等)			作成責任者名	行政管理局企画調整課長 佐藤 紀明 行政管理局調査法制課長 水野 靖久 他4管理官等
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。								分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進し、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図ることにより、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政が実現されること [中間アウトカム]: ・業務改革が各府省において実施されること ・独立行政法人の共通的な制度が適正かつ円滑に運用されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開制度が適正かつ円滑に運用されること								政策評価実施予定時期	令和7年8月
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度	目標年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
政府全体の行政サービスの質を向上させるとともに行政運営の効率化を実現すること	業務改革の取組の推進	①	各府省に通ずる業務に係る実態及びその改善・改革のニーズの把握並びに改善取組の推進の程度 <アウトプット指標>	令和3年度末の時点の各府省に通ずる業務に係る実態及びその改善・改革のニーズの把握並びに改善取組の推進の程度 【令和3年度末時点において改善取組の推進等を行っている業務】 ・法制執務全体の業務フローの在り方に係る検証等	令和3年度	令和6年度	各府省に通ずる業務に関して実態及びその改善・改革のニーズを把握し、改善取組を推進	各府省に通ずる業務に関して実態及びその改善・改革のニーズを把握し、改善取組を推進	各府省に通ずる業務に関して実態及びその改善・改革のニーズを把握し、改善取組を推進	総務省は、令和元年12月に設けられた「業務の抜本見直し推進チーム」において、内閣官房と連携し、各府省等の業務プロセスの見直しを推進している。業務見直しについては、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和3年1月29日一部改正)においても位置付けられており、各府省等への業務見直しの更なる推進を行う必要があることから指標として設定 法制執務全体の業務フローの在り方等に係る検証等については、令和3年6月に取りまとめられた「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ」において、総務省やデジタル庁において、内閣法制局や各府省庁と連携し、検証を進めることが位置付けられたところ
	毎年度行う「公共サービス改革基本方針」の見直しに向けた取組を推進し、公共サービス改革法の基本理念である、より良質かつ低廉な公共サービス実現のため、市場化テストの運用に的確に関わることにより、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととする終了プロセス等への移行を促進すること	2	終了プロセス等に移行した事業の割合 <アウトプット指標> ・終了プロセス:公共サービス改革法の対象から外し、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス ・新プロセス:公共サービス改革法の対象であるものの、監視委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねるプロセス	62%	令和3年度	70%	令和6年度	64% (271/421) ※271事業中、 終了プロセス:270 新プロセス:1	67% (290/431) ※290事業中、 終了プロセス:290 新プロセス:0	70% (310/441) ※310事業中、 終了プロセス:310 新プロセス:0

<p>独立行政法人の共通的な制度の適正かつ円滑な運用の確保</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度を運用するに当たっての課題等の把握と対応</p>	<p>③</p>	<p>独立行政法人の信頼性及び政策実施機能の最大化に向けた共通的な制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 <アウトプット指標></p>	<p>令和3年度末の制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 【令和3年度末時点において把握している課題】 ・A以上の評定を取得することが困難な事務・事業の目標策定・評価の工夫 ・特例随意契約制度の運用事項の改善 ・独立行政法人の事業報告書について取組状況の把握 ・見直しを行った制度の周知(平成30年度から継続)</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>令和6年度</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、改革の目的として「大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図る」とされた。この改革の成果を発揮し、独立行政法人が経済成長や国民生活の向上に最大限貢献できる環境を整備するためには、平成27年4月以後の新たな独立行政法人の共通的な制度の運用実態、その課題等を適切に把握し、必要な対応をしていくことが求められていることから、指標として設定</p>
<p>行政手続制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ること</p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、取組状況を把握し、研修・情報提供等を実施</p>	<p>④</p>	<p>行政手続制度の普及 <アウトプット指標></p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>令和3年度</p>	<p>行政手続法について、各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、必要な情報の提供を実施</p>	<p>令和6年度</p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>行政手続制度の定着は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るために重要である。この制度の定着には、各府省や各地方公共団体担当者の資質の向上を図ることが肝要であると考えられることから、その取組状況を把握し、情報提供を行うことを指標として設定</p>
<p>行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、簡易迅速かつ公正な手続の下で、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保を図るとともに、制度の活用促進を図ること</p>	<p>各府省や各地方公共団体において、法の狙いや制度趣旨に沿った運用の徹底及び体制の確保並びに制度の利用促進を図るため、研修・体制整備・情報提供等を実施</p>										<p>行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告(令和4年1月)において、政策評価・EBPMの手法を活用し、現状把握、評価、改善方策等の検討を実施した上で、今後実施する改善方策の狙いや目標、施策手段を整理しており、施策目標及び施策手段については、それを踏まえて記載している。 また、同最終報告においては、施策手段の効果を把握するために、施行状況調査等でモニタリングすべき事項を設定し、改善方策等の本格的な実施(令和5年度以降)を行ってから、5年を経過した時期を目安に結果を公表するべきとされている。本施策目標については、同最終報告に沿って評価を実施することが適当と考えられることから、事前分析表においては測定指標は設定しないこととし、今後、同最終報告に沿って施策手段の効果を把握し、評価を行うこととする。 (行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告) https://www.soumu.go.jp/main_content/000787650.pdf</p>

<p>国の行政機関等の情報公開制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p>	<p>情報公開制度の運用上の課題の把握、制度の趣旨の徹底や改善・効率化に向けた取組の進展 <アウトプット指標></p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p>	<p>令和3年度</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p>	<p>令和6年度</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p>	<p>各府省等において、開示請求事務が情報公開法の規定に沿って確実・効率的に処理されるよう、各府省等における課題を把握し、制度の趣旨の徹底や運用の改善・効率化を図るため、マニュアルの整備等の必要な対応を実施</p>	<p>開示請求件数や期限超過事案が増加傾向にある現状を踏まえ、制度に対する国民の信頼を確保するためには、各府省の開示請求事務の現場における課題を把握した上で、当該課題の解消に資する取組を行って行くことが必要であり、かつ、当該取組は不断の実施が必要であることから、本指標を設定 (なお、参考データとして、期限内に開示決定等がされたものの割合を把握することとした。)</p>
							—	—	—	
<p>⑤ (参考データ) 国の行政機関等における情報公開制度において、期限内(※)に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等)</p>			<p>(参考データ) 行政機関:99.4%、独立行政法人等:99.5% (算定方法) ・行政機関:期限内163,987件、期限超過963件(99.4%) ・独立行政法人等:期限内8,398件、期限超過44件(99.5%) ※小数点第二位四捨五入 (令和2年度実績値)</p>			<p>※ 原則30日以内。延長した場合には延長期限内</p>				

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度				
(1)	行政管理実施事業(昭和21年度)	※5			1~5	※5	0001	
(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	-			3	独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。		
(3)	行政手続法(平成5年)	-			4	処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。		
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	-			-	行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。		
(5)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年)	-			5	国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。		
(6)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年)	-			5	国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。		
政策の予算額・執行額 (※3)		157百万円 (134百万円)	213百万円 (193百万円)	183百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善					担当部局課室名	行政評価局総務課 他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 大槻 大輔
政策の概要	<p>政府内において施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方策について勧告等を行う。 【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。 【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。</p>							分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>[最終アウトカム]: 国民に信頼される質の高い行政の実現がされること [中間アウトカム]: 以下の三つの機能を通じて、内閣の重要課題や各府省の行政上の課題の解決が促進されること ①行政評価局調査の結果に基づき改善方策が提示されることで、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること ②政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること ③行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること</p>					政策評価実施予定時期	令和5年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
施策手段						令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	<p>全国規模の調査に基づく勧告等について、フォローアップ時点での改善措置率^(※) <アウトカム指標></p> <p>① ※①該当年度にフォローアップ(複数回フォローアップを行うこととしている場合、最後のフォローアップ)を実施した調査について、調査ごとに<フォローアップ時点での改善措置件数/勧告等における指摘事項数>を算出、②年度ごとに①の結果の平均値を算出、③過去3年間の平均値を「改善措置率」として算出</p>	<p>96.3% (過去3年間の改善措置率(平成29年度98.9%、30年度95.5%、令和元年度94.4%の平均値))</p>	令和元年度	基準値以上かつ前年度実績以上	令和4年度	<p>過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値(96.3%)以上</p> <p>93.9% (平成30年度95.5%、令和元年度94.4%、2年度91.8%の平均値)</p>	<p>過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値(96.3%)以上</p> <p>94.0% (令和元年度94.4%、2年度91.8%、3年度95.8%の平均値)</p>	<p>過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値(96.3%)以上</p> <p>—</p>	<p>国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の結果行なった勧告等に対する各府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、本指標を設定した。</p> <p>調査結果に係る各府省の改善措置状況については、調査結果の公表時に、内容に応じて、原則1年から2年後までの間で特定した時点でフォローアップを行うこととしている。設定する目標としては、フォローアップ(複数回フォローアップを行うこととしている場合、最後のフォローアップ)において、勧告の指摘事項のうち、改善措置が採られたものの割合が、過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値以上となることとした。</p> <p>なお、フォローアップは勧告等の1～2年後に行うものであるため、単年度の改善措置率を指標に用いるのではなく、過去3年間の改善措置率の平均値を用いることとしている。</p>

各府省の業務の実施状況について、課題や問題点等を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政評価局調査の効果的な実施	②	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか。</p> <p><アウトプット指標></p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか。</p>	<p>①</p>	<p>令和4年度</p> <p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表した。</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、①「政府電子調達システムの利便性向上に関する実態調査」、②「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査」、③「国立大学への入学時における保証人契約の適正化に関する実態調査」を実施・公表した。①及び②はコロナ禍において進むデジタル化について現場の実情を調査したものであり、③は行政相談を端緒に全国的に調査したものである。</p> <p>また、調査開始から①は約3か月、②は約2か月、③は約3週間で、行政評価局レポートとして速やかに公表した。</p> <p>そのほか、②については、令和2年12月22日開催の規制改革推進会議で決定された「当面の規制改革の実施事項」において、「各府省は、総務省行政評価局の実態調査の結果も踏まえ、法令に基づく講習等について、オンライン化に取り組む」とこととされていることを踏まえ、その後の対応状況等についての調査(「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査—その後の対応状況を中心として—」)を令和3年3月から実施した。</p> <p>・コンパクト調査として、「都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継に関する行政評価・監視」を実施・公表した。</p> <p>本調査は、問題意識を絞った調査とすることにより、調査開始から約9か月で公表した。</p> <p>・上記のほか、コンパクト調査かつ機動的な調査を2件、コンパクト調査を5件、令和2年度から実施した。</p> <p>【令和元年度に着手した調査について】</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和元年9月から実施していた「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を令和2年6月に行政評価局レポートとして公表した。</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和元年12月から実施していた「学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査」については、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことから、令和2年12月の公表となった。</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表</p> <p>【令和3年度に着手した調査について】</p> <p>・コンパクト調査として、「農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視」を実施・公表した。本件では、調査の途上において、速やかに対処すべき事項が認められたため、調査開始から約1か月で第一報の公表を行った。その後、約7か月で全体の調査結果について公表した。</p> <p>・上記のほか、コンパクト調査及び機動的な調査を5件、令和3年度から実施している。</p> <p>【令和2年度に着手した調査について】</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和2年11月から実施していた「国の行政機関における情報セキュリティ対策に関する実態調査—職員の情報セキュリティ教育の取組状況—」については、3年5月に公表した。</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和3年3月から実施していた「国の行政機関における情報セキュリティ対策に関する実態調査—その後の対応状況を中心として—」については、同年6月に公表した。</p> <p>・コンパクト調査として令和2年9月から実施していた「木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況に関する実態調査」については、3年7月に公表した。</p> <p>・令和3年度に結果公表した調査のうち、コンパクト調査又は機動的な調査として実施していた以下の5件が、追加調査の実施や調査結果の取りまとめ等に時間を要したため、調査開始から公表まで1年を超過した。</p> <p>①第4種踏切道の安全確保に関する実態調査(令和2年4月開始、3年11月公表)、②建設残土対策に関する実態調査(令和2年1月開始、3年12月公表)、③地域公共交通の確保等に関する実態調査(令和元年12月開始、4年1月公表)、④涉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視—外国人の婚姻届を中心として—(令和2年11月開始、4年1月公表)、⑤災害廃棄物対策に関する行政評価・監視(令和3年1月開始、4年2月公表)</p> <p>ただし、④については、管区行政評価局で受け付けた行政相談を踏まえ、迅速な解決を図るため、全体の調査結果の公表に先んじて、令和3年11月に第一報を公表した。</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表</p> <p>①</p> <p>国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、おおむね1年の調査期間で実施する従来型の調査のほか、必要に応じてコンパクト調査又は機動的な調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表することが必要であることから、本指標を設定した。</p> <p>なお、令和4年度においては、適時・適切な調査の実施をさらに進める観点から「行政評価等プログラム」において当該年度の実施テーマを決定せず、随時決定することとしている。</p> <p>本指標の参考指標として、以下を設定した。</p> <p>【参考指標】</p> <p>・コンパクト調査(調査予定期間が1年未満であり、1年未満で調査が終了した調査)及び機動的な調査(「行政評価等プログラム」において実施することとされているテーマ以外の調査)の実施件数(当該年度に調査結果を公表したもの)</p> <p><令和2年度:5件> <令和3年度:4件></p>
			<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか。</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表した。</p>	<p>①</p>	<p>令和4年度</p> <p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表した。</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、①「政府電子調達システムの利便性向上に関する実態調査」、②「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査」、③「国立大学への入学時における保証人契約の適正化に関する実態調査」を実施・公表した。①及び②はコロナ禍において進むデジタル化について現場の実情を調査したものであり、③は行政相談を端緒に全国的に調査したものである。</p> <p>また、調査開始から①は約3か月、②は約2か月、③は約3週間で、行政評価局レポートとして速やかに公表した。</p> <p>そのほか、②については、令和2年12月22日開催の規制改革推進会議で決定された「当面の規制改革の実施事項」において、「各府省は、総務省行政評価局の実態調査の結果も踏まえ、法令に基づく講習等について、オンライン化に取り組む」とこととされていることを踏まえ、その後の対応状況等についての調査(「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査—その後の対応状況を中心として—」)を令和3年3月から実施した。</p> <p>・コンパクト調査として、「都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継に関する行政評価・監視」を実施・公表した。</p> <p>本調査は、問題意識を絞った調査とすることにより、調査開始から約9か月で公表した。</p> <p>・上記のほか、コンパクト調査かつ機動的な調査を2件、コンパクト調査を5件、令和2年度から実施した。</p> <p>【令和元年度に着手した調査について】</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和元年9月から実施していた「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を令和2年6月に行政評価局レポートとして公表した。</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和元年12月から実施していた「学校施設の長寿命化計画の策定に関する実態調査」については、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことから、令和2年12月の公表となった。</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表</p> <p>【令和3年度に着手した調査について】</p> <p>・コンパクト調査として、「農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視」を実施・公表した。本件では、調査の途上において、速やかに対処すべき事項が認められたため、調査開始から約1か月で第一報の公表を行った。その後、約7か月で全体の調査結果について公表した。</p> <p>・上記のほか、コンパクト調査及び機動的な調査を5件、令和3年度から実施している。</p> <p>【令和2年度に着手した調査について】</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和2年11月から実施していた「国の行政機関における情報セキュリティ対策に関する実態調査—職員の情報セキュリティ教育の取組状況—」については、3年5月に公表した。</p> <p>・コンパクト調査かつ機動的な調査として、令和3年3月から実施していた「国の行政機関における情報セキュリティ対策に関する実態調査—その後の対応状況を中心として—」については、同年6月に公表した。</p> <p>・コンパクト調査として令和2年9月から実施していた「木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況に関する実態調査」については、3年7月に公表した。</p> <p>・令和3年度に結果公表した調査のうち、コンパクト調査又は機動的な調査として実施していた以下の5件が、追加調査の実施や調査結果の取りまとめ等に時間を要したため、調査開始から公表まで1年を超過した。</p> <p>①第4種踏切道の安全確保に関する実態調査(令和2年4月開始、3年11月公表)、②建設残土対策に関する実態調査(令和2年1月開始、3年12月公表)、③地域公共交通の確保等に関する実態調査(令和元年12月開始、4年1月公表)、④涉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視—外国人の婚姻届を中心として—(令和2年11月開始、4年1月公表)、⑤災害廃棄物対策に関する行政評価・監視(令和3年1月開始、4年2月公表)</p> <p>ただし、④については、管区行政評価局で受け付けた行政相談を踏まえ、迅速な解決を図るため、全体の調査結果の公表に先んじて、令和3年11月に第一報を公表した。</p>	<p>テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法(コンパクト調査又は機動的な調査)により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表</p> <p>①</p> <p>国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、おおむね1年の調査期間で実施する従来型の調査のほか、必要に応じてコンパクト調査又は機動的な調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表することが必要であることから、本指標を設定した。</p> <p>なお、令和4年度においては、適時・適切な調査の実施をさらに進める観点から「行政評価等プログラム」において当該年度の実施テーマを決定せず、随時決定することとしている。</p> <p>本指標の参考指標として、以下を設定した。</p> <p>【参考指標】</p> <p>・コンパクト調査(調査予定期間が1年未満であり、1年未満で調査が終了した調査)及び機動的な調査(「行政評価等プログラム」において実施することとされているテーマ以外の調査)の実施件数(当該年度に調査結果を公表したもの)</p> <p><令和2年度:5件> <令和3年度:4件></p>

<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が実現されるとともに、国民への説明責任が果たされるようになること</p>	<p>政策評価審議会政策評価制度部会(以下「制度部会」という。)や行政評価局アドバイザーの知見を活用した以下の取組 ・ガイドラインの見直し等 ・各行政機関が行った政策評価の点検(規制、公共事業、租税特別措置等) ・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の実施 ・諸外国の政策評価制度に係る調査・研究 ・政策評価担当者等に対する研修の実施 ・政策評価各府省連絡会議等の開催 等</p>	<p>③ 政策評価の質及び実効性の向上 <アウトカム指標> <参考指標> ・各年度の点検件数 ・指摘件数の割合又はフォローアップで把握した指摘の改善件数の割合 ・研修の参加者数</p>	<p>令和元年度の政策評価の実施状況</p>	<p>令和元年度 点検等の実施による政策評価の質及び実効性の向上</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施</p> <p>【規制評価】 ・「令和2年度の規制評価の点検方針」(令和2年3月)を踏まえた点検を実施</p> <p>【公共事業評価】 ・令和2年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【租税特別措置等に係る評価】 ・令和2年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【研修】 ・全国10か所での研修、e-ラーニングを実施</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施</p> <p>【規制評価】 ・令和3年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【公共事業評価】 ・各行政機関の評価情報の収集・提供や今後の在り方の検討等を実施</p> <p>【租税特別措置等に係る評価】 ・令和3年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【研修】 ・e-ラーニングを充実化するとともに、これを含めた研修を実施</p>	<p>【目標管理型政策評価】 「実証的共同研究の成果と今後の取組について」(R2.5.8制度部会資料)を踏まえた実証的共同研究を実施</p> <p>【規制評価】 ・令和4年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【公共事業評価】 ・令和3年度の検討結果等を踏まえ、公共事業評価に係る実態把握等や点検を実施</p> <p>【租税特別措置等に係る評価】 ・令和4年度点検方針を踏まえた点検を実施</p> <p>【研修】 ・充実させたe-ラーニングを含めた研修の実施</p> <p>また、令和2～4年度の実証的共同研究、点検、研修の在り方について総括を実施</p>	<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)の第1条(目的)においては、「(前略)政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と定められている。</p> <p>この目的を達成するためには、政策評価の質及び実効性を高めていくことが必要であるため、これを指標として設定した。当該指標については、定量的に把握することが困難であるが、目標の達成状況を把握する上で参考となる、各府省の政策評価の取組状況等について参考指標を設定した。年度ごとの目標については、各行政機関の政策評価が客観的で適正なものになるよう、政策評価の点検を実施することを目標として設定した。なお、公共事業評価に係る点検については、令和3年度においては、これまでに主要な事業区分を一巡したことから、作業の合理化という観点も踏まえ、令和3年度は、各行政機関の評価情報の収集・提供や、今後の在り方の検討等を行うが、横断的な点検は行わないこととする。令和4年度においては、令和3年度における公共事業評価ワーキング・グループでの議論も踏まえ、引き続き公共事業評価に係る実態把握等を行うとともに、行政機関が実施した公共事業評価の客観性を担保するため、例えば、同ワーキング・グループ等有識者の知見を活用するなどし、①国民の関心の高い事業について評価が行われた場合や、②評価マニュアルの改定等により、これまでに点検していない新たな評価手法による評価が行われたような場合などを中心にチェックを行い、必要があれば改善を求めることとする。</p> <p>また、総務省では、政策評価の質の向上のため、各府省及び学識経験者とともに「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」を実施し、関係府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を共有することにより、各府省におけるEBPMの実践を後押ししているところである。政策プロセスにおけるEBPMの一層の浸透・定着を図るため、引き続き実施することを目標として設定した。</p> <p>政策評価の質及び実効性を高めていくためには、政策評価に関する理解と専門的知識の向上等が欠かせない。これを企図し、毎年度、各府省の評価担当者(出先機関含む。)等を対象として、研修を実施しているところである。令和2年度は、できるだけ多くの担当者に参加してもらうことを企図して、少なくとも全国10か所(東京、管区行政評価局、四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所)で開催するとともに、e-ラーニングを実施することとしている。また、令和3年度以降において、現下の情勢も踏まえ、e-ラーニングの充実も図りつつ、研修全体の在り方を検討・実施することとした。また、令和5年度以降の取組改善のため、令和4年度において、令和2年度から4年度までの取組について総括を実施することとしている。</p>
				<p>令和4年度 点検等の実施による政策評価の質及び実効性の向上</p>	<p>【目標管理型政策評価】 ・実証的共同研究の実施件数:2件(二つの実際の施策)</p> <p>【規制評価】 <点検件数>195件 <指摘件数の割合>32.8%(点検件数195件、うち指摘した件数64件) <主な指摘> ・費用及び効果の金銭価値化・定量化が不十分 ・EBPMの観点を踏まえたロジック(課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等)の記載が不十分 ・費用及び効果の金銭価値化・定量化が可能となるよう具体的な手法を提示するとともに、推奨事例を横展開</p> <p>【公共事業評価】 <点検件数>22件 <指摘件数の割合>36.4%(点検件数:22件、うち指摘した件数8件) <主な指摘> ・個別事業ごとの実施の必要性や有効性を外部から検証できるよう、個々の事業背景を記載するなど評価事項を見直すこと ・費用便益分析に当たって用いた便益の内容等を外部から検証できるよう、便益の項目、推計手法及び原単位を明らかにするための方策を講ずること <フォローアップで把握した指摘の改善件数の割合> 100%(令和元年度の指摘件数:4件、うち改善件数4件)</p>	<p>【目標管理型政策評価】 ・実証的共同研究の実施件数:2件(二つの実際の施策)</p> <p>【規制評価】 <点検件数>156件 <指摘件数の割合>38.5%(点検件数156件、うち指摘した件数60件) <主な指摘> ・費用及び効果の金銭価値化・定量化が不十分 ・EBPMの観点を踏まえたロジック(課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等)の記載が不十分 ・費用及び効果の金銭価値化・定量化が可能となるよう具体的な手法を提示するとともに、推奨事例を横展開</p> <p>【公共事業評価】 ・各省に対し、公共事業評価に関する情報提供を依頼。 ・各省から提供された情報及び公共事業評価ワーキング・グループでの議論も踏まえ、今後は、従来と同様の横断的な点検は行わないが、各行政機関が実施した公共事業評価の客観性を担保するため、例えば、同ワーキング・グループ等有識者の知見を活用するなどし、①国民の関心の高い事業について評価が行われた場合や、②評価マニュアルの改定等により、これまでに点検していない新たな評価手法による評価が行われたような場合などを中心にチェックを行い、必要があれば改善を求めることとした。 <フォローアップで把握した指摘の改善件数の割合> 87.5%(令和2年度の指摘件数:8件、うち改善件数7件)</p>	<p>—</p>	<p>【関係法令等】 ・行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第1条等 ・総務省設置法(平成11年法律第91号)第3条、第4条第1項第10号等 ・政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定) ・規制に係る政策評価の改善方策(平成29年3月6日政策評価審議会政策評価制度部会) ・目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等(平成30年3月2日政策評価審議会政策評価制度部会) ・公共事業に係る政策評価の改善方策(平成30年3月2日政策評価審議会政策評価制度部会) ・統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月19日統計改革推進会議) ・政策評価制度に関する決議(平成27年7月8日参議院本会議)</p>

							<p>【租税特別措置等に係る評価】 <点検件数>42件 <指摘件数の割合>100%(点検した評価書数:42件、うち指摘した評価書数42件) <主な指摘> ・達成目標と効果に関する分析・説明が不十分 ※点検過程で各行政機関に補足説明を求め、分析・説明の内容の改善を実現</p> <p>【研修】 <研修> ・全国10か所で実施(オンライン形式) ・参加(登録)者数:1,430人 <e-ラーニング> ・令和2年10月から同3年2月まで実施 ・参加(登録)者数:792人</p> <p>【その他】 ・政策評価審議会において、政策評価の改善を含む提言を取りまとめた(令和3年3月17日)</p>	<p>【租特特別措置等に係る評価】 <点検件数>30件 <指摘件数の割合>100%(点検した評価書数:30件、うち指摘した評価書数30件) <主な指摘> ・達成目標と措置のつながりの説明が不十分 ※点検過程で各行政機関に補足説明を求め、分析・説明の内容について一定程度の改善を実現</p> <p>【研修】 <研修> ・講義型研修は、地域ごとに開催していた研修を本省の研修に統合して、オンライン形式で開催(参加(登録)者数:1,430人) ・演習型研修(規制の政策評価)は実開催及びオンライン開催を各1回実施(参加者数計:44人) <e-ラーニング> ・令和3年度は通年(令和3年4月から4年2月まで)で実施(参加(登録)者数:741人)</p>			
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政相談委員と協働する等して行政に対する国民の相談案件を吸い上げること	4	行政相談の総受付件数 <アウトカム指標>	163,689件	令和元年度	16.5万件以上	令和4年度	16.5万件以上	16.5万件以上	16.5万件以上	行政制度・運営の見直し・改善を推進するためには、全国に配置された5千人の行政相談委員との協働を充実させ、国民による行政相談の利用促進を図り、行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げることが不可欠であることから、その成果を測定する指標として最も適切と考えられる、行政相談の総受付件数を設定した。 目標値については、過去の実績と次期中期目標期間における推計値(※)を踏まえ設定した。 (※)ピーク時以降のトレンド(平成4年度:233,334件⇒令和元年度:163,689件)で試算すると、次の3年間(令和2～4年度)の総受付件数は、162,192件～167,207件と推計される。
	受け付けた苦情等について、必要なあっせん等を実施すること	⑤	苦情あっせん解決率 <アウトカム指標>	94.7% (あっせん等を実施した件数:514件、うち解決が図られた件数:487件)	令和元年度	95.0%以上	令和4年度	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上	行政相談制度は、国の行政に関する苦情の申出等に応じ、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるものである。この行政相談制度の目的を踏まえ、あっせんにより各府省において具体的な対応が行われ、どれだけの苦情が解決されたかを示すあっせん解決率が、最も適切と考えられることから測定指標として設定した。 目標値(95%以上)については、既に高い水準を達成(平成29年度には97.2%)していることから、引き続き、これを維持する趣旨で設定した。 なお、あっせんには、必要に応じ行政苦情救済推進会議に付議した上で行うものや、行政相談委員法第4条に基づいて行政相談委員から提出された意見(※)を契機として行うものもあることから、これらを参考指標として設定した。
											<p>【参考指標】 ・行政苦情救済推進会議の審議に基づくあっせん件数 <令和2年度:13件> <令和3年度:7件> ・行政相談委員法第4条に基づく意見を契機としたあっせん等件数 <令和2年度:3件> <令和3年度:1件></p> <p>(※)行政相談委員法第4条に基づく意見:行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べるができるというもの</p>
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等				令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度							
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)	※5			1～5	※5				0002	
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)	※5			1～5	※5				0003	
(3)	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年)	—			1～3	行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにする。					
(4)	行政相談委員法(昭和41年)	—			4、5	国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もって行政の民主的な運営に寄与する。					
政策の予算額・執行額 (※3)		1,017百万円 (707百万円)	1,031百万円 (749百万円)	946百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
							経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章1.(5)デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資 第4章1. 中長期的視点に立った持続可能な経済財政運営		
							デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和4年 6月7日	第5 1.(2)⑪デジタル時代にふさわしい政府への転換		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-③)

政策 ^(※1) 名	政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等		担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 穂積 直樹			
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。				分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 [中間アウトカム]:地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立し、地方公共団体等の人事行政に関する根本基準を確立すること。				政策評価実施予定時期	令和7年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績(値) ^(※2)				
			基準年度	目標年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治制度の改善を目的とした地方自治法及びその運用の見直し	① 地方自治制度の見直し、普及<アウトプット指標>	第33次地方制度調査会において総理大臣より諮問されている、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方」について、同調査会の議論に資するために、地方自治制度の見直しを含めて検討を開始 【令和3年度】	第33次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施	第33次地方制度調査会の任期である令和6年1月までの答申に向け事務局を運営する。また、答申において提言された法令事項について、地方六団体からの意見等を踏まえ、地方自治制度に関する法律の改正案を立案。閣議決定時点の反映度を指標とする。 さらに、法成立の暁には、円滑な施行に向け各地方公共団体に対して情報提供を行う。	-	-	-	第33次地方制度調査会の諮問事項として、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求めるとされたことを踏まえ、指標として設定 【参考】 第33次地方制度調査会令和4年度開催回数(8月末時点) ⇒総会:1回、専門小委員会4回

<p>人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏の取組を推進</p>	<p>地方財政措置等を通じ支援を実施</p>	<p>2</p>	<p>連携中枢都市圏の形成数 ＜アウトカム指標＞ 【新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPI】 ※連携中枢都市圏：連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項）を締結することにより、形成される圏域</p>	<p>37圏域 （令和3年度末現在）</p>	<p>令和3年度</p>	<p>次回モニタリング時記入</p>	<p>令和4年度</p>	<p>（次回モニタリング時に記入） -</p>	<p>（次回モニタリング時に記入） -</p>	<p>（次回モニタリング時に記入） -</p>	<p>人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する連携中枢都市圏（※1）の形成が重要である。 そのため、連携中枢都市圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定 【連携中枢都市圏の形成数について、新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定（※2）】 ※1 連携中枢都市圏：連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項）を締結することにより、形成される圏域 ※2 新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPIの目標値を提示</p>
<p>地方公共団体の自主的・主体的な地方行革の取組が進むこと</p>	<p>業務改革に資する情報の提供</p>	<p>3</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施したことにより得られた地方公共団体における歳出効率化の成果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 【新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPI】 ＜アウトプット指標＞ ※総合窓口：住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 425市区町村 総合窓口の導入 236市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等（団体ごとの手法に応じたもの）を把握し、各地方公共団体に対して情報提供</p>	<p>令和2年度</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等（団体ごとの手法に応じたもの）を把握し、各地方公共団体に対して情報提供</p>	<p>令和5年度</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等（団体ごとの手法に応じたもの）を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 （令和5年度までの目標値） -</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等（団体ごとの手法に応じたもの）を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 （令和5年度までの目標値） -</p>	<p>【市区町村数】 窓口業務のアウトソーシング実施 485市区町村 総合窓口の導入 370市区町村 【情報提供】 窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等（団体ごとの手法に応じたもの）を把握し、各地方公共団体に対して情報提供 （令和5年度までの目標値） -</p>	<p>厳しい財政状況にあっても、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、事務作業の効率化を図るとともに、住民の利便性向上につながる取組を実施する必要があることから、①窓口業務のアウトソーシング実施状況、②総合窓口の導入状況を、また、自主的・主体的な取組を促す観点から③窓口業務のアウトソーシング等を実施した地方公共団体における歳出効率化効果等の情報提供を、それぞれ指標として設定（目標年度は新経済・財政再生計画改革工程表2021のKPIに合わせている。）</p>

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が能率的かつ適正に運用されること	地方公共団体による適正な定員管理の実現のため、地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たって必要な情報を提供	4	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たって必要な情報の提供状況 ＜アウトプット指標＞	通知や各種会議の場等を通じ、適時必要な情報提供を実施	令和3年度	通知や各種会議の場等を通じ、適時必要な情報提供を行う。	令和6年度	通知や各種会議の場等を通じ、適時必要な情報提供を行う。	<p>地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大、住民ニーズの高度化・多様化、厳しい財政状況等を踏まえると、地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要</p> <p>また、地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要</p> <p>国としては、地方公共団体の定員管理や給与等について、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定</p> <p>【参考指標(令和元～3年度実績)】</p> <p>○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在)</p> <p>地方公共団体の総職員数 (令和元年度) 274万653人(対前年比+3,793人) (令和2年度) 276万2,020人(対前年比+21,367人) (令和3年度) 280万661人(対前年比+38,641人)</p> <p>○ラスパイレース指数(注1)の状況(各年度4月1日現在)</p> <p>地方公共団体(全団体平均)のラスパイレース指数 (令和元年度) 99.1 (令和2年度) 99.1 (令和3年度) 99.0</p> <p>○給与制度・運用の適正化</p> <p>適正化の取組例(各年度4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与の「わたり」(注2)の制度がある団体が減少 (令和元年度) 8団体(全団体の0.4%) (令和2年度) 7団体(全団体の0.4%) (令和3年度) 3団体(全団体の0.2%) 自宅に係る住居手当のある団体が減少 (令和元年度) 203団体(全団体の11.4%) (令和2年度) 178団体(全団体の10.0%) (令和3年度) 169団体(全団体の9.5%) <p>○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況</p> <p>各人事委員会において、地域民間給与水準を反映した勧告等を実施。</p> <p>(注1)全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数</p> <p>(注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級への格付を行うことや、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。</p>	
	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、地方公共団体の給与制度・運用の適正化に必要な情報を提供	⑤	【ラスパイレース指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイレース指数の状況	【ラスパイレース指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイレース指数99.0(令和3年度)	【ラスパイレース指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイレース指数100未満	令和3年度	【ラスパイレース指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイレース指数100未満	令和6年度	【ラスパイレース指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイレース指数100未満	<p>【ラスパイレース指数】 地方公共団体(全団体平均)のラスパイレース指数100未満</p> <p>【情報提供】 通知や各種会議の場等を通じ、適時必要な情報提供を行う。</p>
	地方公共団体における人事制度改革の適正な実施	6	地方公務員の定年引上げに関する各地方公共団体の条例制定状況 ＜アウトプット指標＞	地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月から円滑に実施されるよう、各地方公共団体において必要な条例を整備	地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月から円滑に実施されるよう、各地方公共団体において必要な条例を整備	令和4年度	令和5年4月から、65歳までの段階的な定年引上げを実施。	令和4年度	地方公務員の定年引上げについて、令和5年4月から円滑に実施されるよう、各地方公共団体において必要な条例を整備。	<p>少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要とされている。こうしたことを背景に、地方公務員の定年について、国家公務員と同様、令和5年4月から65歳まで段階的に引き上げることとされており、その確実かつ円滑な実施が、地方公務員制度の能率的かつ適正な運用に資すると考えられることから、指標に設定</p>

	地方公共団体の人事評価制度が適正に活用されるため、活用の促進に必要な情報提供を実施	⑦	【活用状況】 地方公共団体の人事評価結果の活用状況 【情報提供】 地方公共団体の人事評価制度の活用について、活用の促進に資する情報の提供状況 <アウトプット指標>	【活用状況】 昇給:1,169団体 勤勉手当:1,309団体 昇任・昇格:1,254団体 分限:979団体 ※全ての地方公共団体数は、1,788団体 【情報提供】 各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報提供を実施	令和3年度	【活用状況】 全ての地方公共団体において、人事評価結果の適切な活用を行う。 【情報提供】 各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に必要な情報提供を行う。	令和6年度	【活用状況】 全ての地方公共団体において、人事評価結果の適切な活用を行う。 【情報提供】 各地方公共団体において、人事評価制度の活用が図られるよう任用・給与等への活用調査等を実施し、その結果について、各地方公共団体に対して必要な情報提供を行う。	—	—	—	平成26年5月の地方公務員法改正により、新たに人事評価制度が導入され、平成28年4月1日から施行となったことを踏まえ、各地方公共団体において人事評価制度を任用・給与等に活用することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、公務能率及び住民サービスの向上につながる事が期待されることから、指標として設定 【参考】人事評価結果の任用、給与への活用状況(各年度4月1日現在) ○昇給 (令和3年度実績) 1,169団体 (令和2年度実績) 1,048団体 (令和元年度実績) 928団体 ○勤勉手当 (令和3年度実績) 1,309団体 (令和2年度実績) 1,185団体 (令和元年度実績) 1,032団体 ○昇任・昇格 (令和3年度実績) 1,254団体 (令和2年度実績) 1,127団体 (令和元年度実績) 926団体 ○分限 (令和3年度実績) 979団体 (令和2年度実績) 874団体 (令和元年度実績) 870団体(※) (※)令和元年度以降は活用(見込みも含む。)した団体数
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業 レビュー事業番号			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度								
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)		※5		1~7	※5			0004			
(2)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)		※5		—	※5			0005			
(3)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)		※5		1	※5			0006			
(4)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)		※5		—	※5			0007			
(5)	多様な広域連携の推進に要する経費(平成26年度)		※5		2	※5			0008			
(6)	被災地に対する応援職員の派遣に係る訓練等経費(平成30年度)		※5		—	※5			0009			
(7)	自治体行政スマートプロジェクトの実施に要する経費(平成31年度)		※5		—	※5			0010			
(8)	自治体における情報システムの標準化に要する経費(令和2年度)		※5		—	※5			0011			
(9)	地方自治法(昭和22年)		—		1~3	地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。						

(10)	地方公務員法(昭和25年)	—	4~7	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資する。
(11)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	—	5	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。

政策の予算額・執行額 ※3	786百万円 (507百万円)	773百万円 (634百万円)	640百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進ー デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ ⑥持続可能な地方自治体の実現等
					まち・ひと・しごと創生基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章 各分野の政策の推進 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
					成長戦略フォローアップ	令和2年 7月17日	6. 個別分野の取組 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)スマート公共サービス ②地方公共団体のデジタル化の推進

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-④)

政策 ^(※1) 名	政策4:地域振興(地域力創造)		担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課		作成責任者名	自治行政局地域政策課長 西中 隆				
	政策の概要	地域経済の好循環の更なる拡大や、定住自立圏構想等新たな圏域づくりの推進、地域おこし協力隊やJETの活用等地域の自立の促進、過疎対策の推進など地域振興の施策に取り組む。		分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政						
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 地方圏において人口減少が急速に進む中で、地方創生と地域経済の好循環の確立、地域の連携、自立促進を実現する。 [中間アウトカム]: 地域経済に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」の構築、条件不利地域の自立・活性化、地域多文化共生の推進・地域のグローバル化等を実現する。					政策評価実施予定時期	令和5年8月				
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
							年度ごとの実績(値) ^(※2)				
							令和2年度	令和3年度	令和4年度		
地域経済の好循環の更なる拡大のため、地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大を図ること	産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援	① 地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)の投資効果 <アウトカム指標>	投資効果:2.65倍 (平成29年度から令和元年度までの累積)	令和元年度	直近3年度の投資効果以上	令和4年度	平成29年度から令和元年度までの投資効果以上 (投資効果:2.65倍)	平成30年度から令和2年度までの投資効果以上 (投資効果:2.61倍)	令和元年度から令和3年度までの投資効果以上	金融機関の預貸率が低調に推移する中、地域経済活性化のためには、地域金融機関の融資を引き出すことや、地域に「雇用の場」を創出することが重要と考えられるため、指標として設定 ※投資効果は、交付金の確定額に対する初期投資額の割合を示したものを「(補助額+融資額)/補助額」で算出 ※補助額については、平成27年度までは「国費」のみで、平成28年度からは「国費+地方費」で算出 ※融資額は、令和3年度末時点で175億円(平成24年度からの累計) ※交付決定件数は、令和3年度末時点で440件(うち継続事業件数424件) ※平成29年度 投資効果2.67倍 平成30年度 投資効果2.57倍 令和元年度 投資効果2.69倍 ※参考 平成29年度 地元雇用創出効果5.98倍 平成30年度 地元雇用創出効果3.86倍 令和元年度 地元雇用創出効果4.84倍 地元雇用創出効果は、地域金融機関の支援を受けつつ事業が継続する間、相当程度の雇用が創出されることを示す指標であり、交付決定時の実施計画書により、「地元雇用人員費(融資期間分)/補助額」で算出	
	エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指すマスタープランの策定を支援	2 分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン新規策定団体数 <アウトプット指標>	5団体 (平成29年度から令和元年度までの平均)	令和元年度	直近3年度の平均策定団体数以上	令和4年度	5団体以上 (平成29~令和元年度の平均策定団体数以上)	5団体以上 (平成30~令和2年度の平均策定団体数以上)	令和元~3年度の平均策定団体数以上	エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築のためには、事業化に向け、計画的に進めていくことが重要と考えられることから、指標として設定 ※平成29年度 4団体、平成30年度 3団体、令和元年度 8団体	

過疎地域の持続的発展に係る措置を実施	3	人材育成事業を行っている過疎関係市町村数 ＜アウトカム指標＞	312団体	令和3年度	460団体	令和7年度	460団体			令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの議論を踏まえ、過疎地域持続的発展支援交付金の事業の成果を検証するために指標を修正 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。令和3年4月1日施行)において重点分野として位置付けられていることを踏まえ、過疎地域持続的発展支援交付金において重点化した人材育成事業やICT等活用事業を全国の過疎関係市町村へ波及していくことが重要であることから、指標として令和3年度事業から設定 また、基幹集落を中心に周辺の複数集落を一つのまとまりとする集落ネットワーク圏(小さな拠点)の形成についても、過疎地域等の集落の維持・活性化のため全国へ波及していくことが重要であることから、指標として小さな拠点の形成数についても設定
		過疎関係市町村のうち、地域課題の解決のためにICT等技術活用した事業を行っている団体の割合 ＜アウトカム指標＞	47%	令和3年度	100%	令和7年度	100%			
		小さな拠点の形成数 ＜アウトカム指標＞	1,267箇所	令和2年度	1,800箇所	令和6年度	1,800箇所			
中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する取組	4	定住自立圏の協定締結等圏域数 ＜アウトプット指標＞ 【新経済・財政再生計画関連：地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑯】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	79圏域	平成26年度	140圏域	令和6年度	140圏域			人口減少が急速に進む地方圏においては、複数の自治体で役割分担・連携を図ることにより、圏域全体の生活機能を確保する必要があることから、定住自立圏の形成が重要である。そのため、定住自立圏構想の進捗状況を明確に示す圏域の形成数を指標として設定。目標年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、令和6年としている。 ※ 定住自立圏：中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が、集約とネットワークの考え方に基づき、圏域全体として必要な生活機能を確保するため、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的として形成される圏域をいう。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※平成29年度：121圏域、平成30年度：123圏域、令和元年度：127圏域
						令和6年度	129圏域	130圏域	—	
過疎地域などの条件不利地域の持続的発展の支援等により、地域の元気づくり	5	子どもの地域住民とのふれあいや農林漁業等を体験する機会の確保 子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童数 ＜アウトカム指標＞	94,719人	令和元年度	100,000人	令和4年度	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注1)	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注1)	100,000人	地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、都市と農山漁村の交流を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定 評価対象政策の測定指標等に対する有識者からの御意見を踏まえ、測定指標を「参加児童割合」から「参加児童数」に改めた。 注1 新型コロナウイルス感染症の収束状況が読めず、現状ほとんどの団体が実施する時期(夏期)に実施することは不可能と考える。そのため、令和2年度・3年度の目標設定は困難である。 ※ 子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校、中学校の児童等を対象とした宿泊体験活動(農山漁村での自然体験、農林漁業体験等) 【過去3年間の実績】 平成29年度：62,375人 平成30年度：60,903人 令和元年度：94,719人
						令和4年度	89,620人	108,922人	—	

地域力の維持・強化を図るため担い手となる人材を確保	⑥	地域おこし協力隊員の人数 ＜アウトカム指標＞ 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)	5,503人	令和元年度	8,000人以上	令和6年度	8,000人以上(令和6年度までの目標値)			<p>地方圏において人口減少が急速に進む中、地方への新しい人の流れをつくるため、地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定</p> <p>まち・ひと・しごと総合戦略において、令和6年度までに隊員数を8,000人にするとのKPIが設定されているところ。</p> <p>※ 地域おこし協力隊の活動例:地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施</p> <p>【過去3年間の実績】 平成29年度:4,976人 平成30年度:5,530人 令和元年度:5,503人</p>
							5,560人	6,015人	—	
中心市街地活性化のためイベント等のソフト事業を実施	7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	654件 (平成27～28年度の平均)	平成28年度	654件以上	令和4年度	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注2)	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注2)	654件以上	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略においても中心市街地活性化が地方創生の一環として重要な施策に位置付けられ、中心市街地での周遊や新規出店を促す仕組みが重要であることを踏まえ、地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定</p> <p>※ 中心市街地活性化ソフト事業:市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定された中心市街地活性化基本計画に位置付けられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置するもの。</p> <p>注2 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方公共団体において、中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業が多数中止されているものと考えられる。そのため、令和2・3年度の目標設定は困難である。</p>
							493件	516件		
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	⑧	JETプログラムの招致人数 ＜アウトカム指標＞	JETプログラムの招致人数 5,761人 (令和元年7月1日現在、新規2,091人、再任用3,670人)	令和元年度	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	令和4年度	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注3)	新型コロナウイルスの影響から設定困難(注3)	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	<p>外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されていることを踏まえて、JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する指針・計画等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定</p> <p>注3 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2・3年度新規来日予定であった参加者については一部の来日予定者について来日が延期され、その他の参加者についても影響が出ているため、令和2・3年度の目標の設定は困難である。</p> <p>※ JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることにより、地域の住民と様々な形で交流を深めている(令和元年度までの参加者累計70,661人)。</p>
							— (注4)	— (注4)		
外国人住民に対する行政サービス等の提供について、地方公共団体の指針・計画の策定を推進	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合89%(平成31年4月1日現在)	令和元年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合95%以上	令和4年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合91%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合93%以上	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合95%以上	<p>※ 「外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合」は、「(プランを策定している外国人率2%以上の市の数)/(外国人率2%以上の市の数)×100」で算出</p> <p>注4 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の者の来日が当初の予定年度の翌年度以降に先延ばしになる等、令和2・3年度の参加者数に係るデータが現時点でない。</p>
							90%	90%		

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1) 地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)		※5		5~9	※5	0012
(2) 「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)		※5		1	※5	0013
(3) 過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)		※5		3	※5	0014
(4) 定住自立圏構想推進費(平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:地方行財政改革・分野横断的な取組分野4-1(持続可能な地方行財政基盤の構築)⑮】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】		※5		4	※5	0015
(5) 都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)		※5		5	※5	0016
(6) 地方への移住・交流の推進に要する経費(平成26年度)		※5		—	※5	0017
(7) 地域おこし協力隊の推進に要する経費(平成26年度)		※5		6	※5	0018
(8) 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費(平成28年度)		※5		—	※5	0019
(9) 中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業(平成30年度)		※5		—	※5	0020
(10) 過疎地域の持続的発展支援の支援に関する特別措置法(令和3年)		—		3	人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。	
(11) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)		—		7	中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。	

施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年 6月15日	第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (1)地方への新しいひとの流れをつくる (2)中堅・中小企業・小規模事業者への支援 (3)まちづくりとまちの活性化 (4)意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等 (5)これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展
経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年 6月21日	第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1)Society5.0時代の実現 (3)人口減少下での地方施策の強化・人材不足への対応 3. 地方創生の推進 (1)東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出 (4)地方分権改革の推進等 (5)対流促進型国土の形成 5. 重要課題への取組 (3)外国人材の受入れとその環境整備 (4)大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現 (5)資源・エネルギー、環境対策 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 1. 新経済・財政再生計画の着実な推進 2. 経済・財政一体改革の推進等 (1)次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行財政改革 (2)主要分野ごとの改革の取組
経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年 7月17日	第3章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現 (4)持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献
経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年 6月18日	第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ 1. グリーン社会の実現 (2)脱炭素に向けたエネルギー・資源政策 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～ (1)地方への新たな人の流れの促進 (8)分散型国づくりと個性を活かした地域づくり
経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (4)グリーン・トランスフォーメーション(GX)への投資 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3)多極化・地域活性化の推進
未来投資戦略2017	平成29年 6月9日	Ⅲ 地域経済好循環システムの構築 1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミクスの鍵である。 事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。 域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。 iii)地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化 ・地域の産官学等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。

未来投資戦略2018	平成30年 6月15日	II.経済構造革新への基盤づくり [1]データ駆動型社会の共通インフラの整備 1. 基盤システム・技術への投資促進 (3)新たに講ずべき具体的施策 iii)新たな技術・ビジネスへの対応 ③シェアリングエコノミーの促進 ・地域における社会課題解決や経済の活性化を図るため、自治体等によるモデル的取組への支援を行い、低未利用スペースの活用や働き場の創出などシェアリングエコノミーの活用を促進する。
成長戦略フォローアップ	令和元年 6月21日	I. Society5.0の実現 1. デジタル市場のルール整備 (2)新たに講ずべき具体的施策 ii) データ流通の促進 5. スマート公共サービス (2)新たに講ずべき具体的施策 i) 個人、法人による手続の自動化 ii) 行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 7. 脱炭素社会の実現を目指して (2)新たに講ずべき具体的政策 iv) エネルギー分野での取組 III.人口減少下での地方施策の強化 3. 人口急減地域の活性化 (2)新たに講ずべき具体的施策 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上 (2)新たに講ずべき具体的施策 7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (2)新たに講ずべき具体的施策
成長戦略フォローアップ	令和3年 6月18日	2. グリーン分野の成長 (4)地域脱炭素ロードマップ 13. 地方創生 (5)地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れの拡大 (8)地域づくり人材の確保
ニッポン一億総活躍プラン	平成28年 6月2日	5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向 (11)地方創生 地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである。地域において育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産を活かしながら進めていくことが重要である。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に基づき、ローカルアベノミクスの推進、潜在的希望者の地方移住・定着の実現、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等を通じ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。
デジタル田園都市国家構想基本方針	令和4年 6月7日	第3章 各分野の政策の推進 1. デジタル実装による地方の課題解決 (2)仕事づくりと稼ぐ地域の実現 ①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化 (3)地方への人の流れの強化 ①地方移住・移転の促進 ③関係人口の創出・拡大 (5)豊かで魅力あふれる地域づくり ③質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 ④地域資源を活かした個性あふれる地域の形成 (6)多様な主体が参加する地方活性化 ②地方公共団体等における多様な人材の確保 ③地域コミュニティの維持・強化 ④誰もが活躍する地域社会の推進

政策の予算額・執行額（※3）	2,889百万円 (1,789百万円)	2,218百万円 (1,430百万円)	1,900百万円	政策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	まち・ひと・しごと創生基本方針2017	平成29年 6月9日	<p>Ⅲ.各分野の施策の推進</p> <p>4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>①まちづくりにおける地域連携の推進</p> <p><概要></p> <p>○定住自立圏</p> <p>・圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成するため、定住自立圏の形成に向けた取組を更に広げるとともに、各圏域における取組の更なる深化を支援する。</p> <p><具体的取組></p> <p>◎定住自立圏の取組内容の深化</p> <p>・平成 32 年度に定住自立圏の形成数を 140 圏域とすることを旨とする（平成 29 年4月1日現在：118 圏域）。</p> <p>・より効果的な施策・事業に連携して取り組むことにより定住自立圏の取組を深化させていくため、年内に定住自立圏共生ビジョンに磨きをかける進捗管理の方法や定住自立圏の目的達成に効果を発揮した施策を把握し、優良事例を全国展開することで各圏域の取組を支援する。</p> <p>④集落生活圏維持のための小さな拠点及び地域運営組織の形成</p> <p>人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった地域運営組織の形成を進めるとともに、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク等による「小さな拠点」の形成を推進し、利便性の高い地域づくりを図る。</p>
					まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）	平成29年 12月22日	<p>アクションプラン（個別施策工程表）</p> <p>(2)-(オ)-⑤「地域おこし協力隊」の拡充</p> <p>●短期・中長期の工程表</p> <p>2020年KPI（成果目標）</p> <p>○地域おこし協力隊の活動隊員数4,000人（2020年度）</p> <p>本文</p> <p>Ⅲ.今後の施策の方向</p> <p>3.政策パッケージ</p> <p>(4)-(ア)-D-①地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。</p> <p>また、一定の地域にひとと企業が集積することによる「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応等の視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などのソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上に向けた地域のまちづくりを支援するため、関係府省庁一体となって取りまとめた包括的政策パッケージを今後も改訂するとともに、地方都市における稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」、「ローカル版知的対流拠点づくりマニュアル」の周知を図り、稼げるまちづくりの取組の全国への展開を図る。</p>

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018	平成30年 6月15日	<p>II. 地方創生の基本方針</p> <p>1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化</p> <p>2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行</p> <p>(1) 若者を中心とした UIJ ターン対策の抜本的強化</p> <p>(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし(6年間で 24 万人)</p> <p>(3) 地方における外国人材の活用</p> <p>(4) 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信</p> <p>III. 各分野の施策の推進</p> <p>1. わくわく地方生活実現政策パッケージ</p> <p>(1) UIJターンによる起業・就業者創出(6年間で6万人)</p> <p>(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし(6年間で 24 万人)</p> <p>(3) 地方における外国人材の活用</p> <p>(4) 地域おこし協力隊の拡充(6年後に8千人)</p> <p>(5) 子供の農山漁村体験の充実</p>
まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)	平成30年 12月21日	<p>III. 今後の施策の方向</p> <p>3. 政策パッケージ</p> <p>(2) 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(オ) 地方移住の推進</p> <p>① 地方移住希望者への支援体制</p> <p>② 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」、「二地域居住」の本格推進)</p> <p>③ 移住・定住施策の好事例の横展開</p> <p>④ 「生涯活躍のまち」の推進</p> <p>⑤ 「地域おこし協力隊」の拡充</p> <p>⑥ 地域の多様な関わりの創出</p> <p>⑦ 地方生活の魅力の発信</p> <p>⑧ UIJターンによる起業・就業者創出</p>
まち・ひと・しごと創生基本方針2019	令和元年 6月21日	<p>II. 第2期に向けての基本的な考え方</p> <p>3. 第2期における新たな視点</p> <p>(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する</p> <p>III. 各分野の当面の主要な取組</p> <p>2. 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(4) 「関係人口」の創出・拡大</p> <p>V. 各分野の施策の推進</p> <p>1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす</p> <p>(2) 新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築</p> <p>2. 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(4) 地方移住の推進</p> <p>(5) 「関係人口」の創出・拡大</p> <p>(6) 子供の農山漁村体験の充実</p> <p>(7) 地域おこし協力隊の拡充</p> <p>3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる</p> <p>(5) 多文化共生の地域づくり</p> <p>4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>(1) 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり</p> <p>(2) Society5.0の実現に向けた技術の活用</p> <p>(3) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等の推進</p> <p>(5) まちづくりにおける地域連携の推進</p> <p>(8) 集落生活圏維持のための「小さな拠点」及び地域運営組織の形成</p>
まち・ひと・しごと創生基本方針2020	令和2年 7月17日	<p>第2章 政策の方向</p> <p>II 経済活動の回復～地域経済の立て直し～</p> <p>1. 地域経済・生活の再興</p> <p>(2) 交流、賑わいの再活性化</p> <p>2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正</p> <p>(2) 地方への移住・定着の推進</p> <p>(3) 地域とのつながりの構築</p> <p>第3章 各分野の政策の推進</p> <p>1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする</p> <p>(1) 地方の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現</p> <p>2. 地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(1) 地方への移住・定着の推進</p> <p>(2) 関係人口の創出・拡大</p> <p>4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる</p> <p>(1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保</p>

				まち・ひと・しごと創 生基本方針2021	令和3年 6月18日	第2章 政策の方向 2. 地方創生の3つの視点 I ヒューマン～地方へのひとの流れの創出や人材支援に着目した施策～ III グリーン～地方が牽引する脱炭素社会の実現に向けた施策～ 第3章 各分野の政策の推進 1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする (1) 地方の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 2. 地域とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる (1) 地方への移住・定着の推進 (2) 地域とのつながりの構築 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保
--	--	--	--	-------------------------	---------------	--

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑤)

政策(※1)名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化				担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課			作成責任者名	自治財政局財政課長 新田 一郎	
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。				分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政					
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 住民生活の安心・安全の確保、一億総活躍社会、地方創生の実現 [中間アウトカム]: 極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する。				政策評価実施予定時期	令和6年8月					
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
				年度ごとの実績(値)(※2)							
施策手段	基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	① 一般財源総額(※) 一般財源比率(歳入総額に占める一般財源総額の割合) ＜アウトカム指標＞ ※地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税及び臨時財政対策債等の合計	令和3年度一般財源総額(通常収支)63兆1,432億円(水準超経費除き61兆9,932億円) 令和3年度一般財源比率(通常収支)64.4%	令和2年度 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	令和5年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 令和4年度一般財源総額(通常収支)63兆8,635億円(水準超経費除き62兆135億円) 令和4年度一般財源比率(通常収支)68.5%	—	—	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する必要があることから、指標として設定 (測定指標2の地方債依存度について、新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定) 【参考】 ○令和2年度一般財源総額(通常収支) 63兆4,318億円(水準超経費除き61兆7,518億円) ○令和2年度一般財源比率(通常収支) 66.4% 平成31年度一般財源総額(通常収支) 62兆7,072億円(水準超経費除き60兆6,772億円) 平成31年度一般財源比率(通常収支) 66.4% 平成30年度一般財源総額(通常収支) 62兆1,159億円(水準超経費除き60兆2,759億円) 平成30年度一般財源比率(通常収支) 66.9%			
	2 地方債依存度(歳入総額に占める地方債の割合) ＜アウトカム指標＞ 【新経済・財政再生計画関連: 地方行財政改革・分野横断的な取組 02-20】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	令和3年度地方債依存度(通常収支)12.5%(11兆2,407億円/89兆5,915億円)	令和2年度 経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	令和5年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 令和4年度地方債依存度(通常収支)8.4%	—	—	○令和2年度地方債依存度(通常収支) 10.2% 平成31年度地方債依存度(通常収支) 10.5% 平成30年度地方債依存度(通常収支) 10.6% ○借入金残高 令和3年度末見込み 193.3兆円 令和2年度末見込み 189.2兆円 平成31年度末見込み 193.7兆円 平成30年度末見込み 192兆円			
	3 財源不足への対応 ＜アウトカム指標＞	令和3年度財源不足額(通常収支)10兆1,222億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 3兆2,726億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆4,796億円 ・交付税特別会計借入金償還繰延べ 6,000億円 ・財源対策債の増発 7,700億円	令和2年度 地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	令和5年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 令和4年度財源不足額(通常収支)2兆5,559億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 154億円 ・臨時財政対策債の発行 1兆7,805億円 ・財源対策債の増発 7,600億円	—	—	○令和2年度財源不足額(通常収支)4兆5,285億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6,187億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆1,398億円 ・財源対策債の増発 7,700億円 平成31年度財源不足額(通常収支)4兆4,101億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 3,633億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆2,568億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 平成30年度財源不足額(通常収支)6兆1,783億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆4,017億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆9,865億円 ・財源対策債の増発 7,900億円 ※臨時財政対策債: 地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債 ※財源対策債: 地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債 ○震災復興特別交付税 令和2年度(当初) 3,742億円 平成31年度(当初) 4,049億円 平成30年度(当初) 4,227億円			

		4	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 令和3年度(当初) 1,326億円	令和 2年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	令和 5年度	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう震災復興特別交付税について所要額を確保する。	震災復興特別交付税 令和4年度(当初) 1,069億円	—	—
地方財政の健全化を推進すること	地方財政の健全化のために地方公共団体財政健全化法の適切な運用等を実施	5	実質公債費比率等の状況 ＜アウトカム指標＞	令和元年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県10.6%、 市町村5.8% ・将来負担比率 都道府県172.9%、 市町村27.4%	令和 2年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	令和 5年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	—	—	極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定 ※実質公債費比率:当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率 ※将来負担比率:地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 ※財政健全化団体:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上であるため、財政健全化計画を定めている地方公共団体 ※財政再生団体:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率が財政再生基準以上であるため、財政再生計画を定めている地方公共団体 ※経営健全化団体:資金不足比率が経営健全化基準以上であるため、経営健全化計画を定めている地方公共団体 【参考】 実質公債費比率等の平均値 ○平成30年度決算 ・実質公債費比率 都道府県10.9% 市町村6.1% ・将来負担比率 都道府県173.6% 市町村28.9% ○平成29年度決算 ・実質公債費比率 都道府県11.4% 市町村6.4% ・将来負担比率 都道府県173.1% 市町村33.7% ○平成28年度決算 ・実質公債費比率 都道府県11.9% 市町村6.9% ・将来負担比率 都道府県173.4% 市町村34.5%
				令和2年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県10.2%、 市町村5.7% ・将来負担比率 都道府県171.3%、 市町村24.9%				—	—	【参考】 財政健全化団体等の数(当該年度をもって計画を完了した団体を含む。) ○平成30年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 8団体 (9公営企業会計) ○平成29年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (10公営企業会計) ○平成28年度 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (10公営企業会計)	

										<p>令和元年度末における財政健全化団体等の数(令和元年度をもって計画を完了した団体を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 5団体 (5公営企業会計) 								<p>令和2年度末における財政健全化団体等の数(令和2年度をもって計画を完了した団体を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (9公営企業会計) 					<p>【参考】当該年度をもって計画を完了した団体数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計) ○平成30年度 <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 4団体 (4公営企業会計) ○平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計) ○平成28年度 <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 0団体 (0公営企業会計) <p>【参考】実質公債費比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計) ○平成30年度 <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計) ○平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 4団体 (4公営企業会計) ○平成28年度 <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体 (1公営企業会計)
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費 (昭和23年度)	※5			1~5	※5	0021	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	17,214,561百万円 (17,214,561百万円)	19,959,586百万円 (19,959,586百万円)	17,117,356百万円	1,3,4	地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。		
(3)	地方交付税法 (昭和25年)	—			1~4	地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する。		
(4)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年)	—			5	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資する。		
政策の予算額・執行額 (※3)		17,214,613百万円 (17,214,592百万円)	19,959,640百万円 (19,959,614百万円)	17,117,408百万円	政策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年 6月18日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年 6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

※6 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主要な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政策(※1)名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築					担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室			作成責任者名	自治税務局企画課長 山口 最丈	
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					年度ごとの実績(値)(※2)	令和2年度			令和3年度		令和4年度
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。 [中間アウトカム]:税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。						年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの実績(値)(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	国と地方の税源配分の在り方の見直し	1	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 61.7:38.3 (平成30年度決算)	令和元年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	令和4年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	国:地方=60.7:39.3 (令和元年度決算)	国:地方=61.9:38.1 (令和2年度決算)	—	国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましいことから、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成29年度決算)国:地方=61.5:38.5 (平成28年度決算)国:地方=60.5:39.5
		②	歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 40.2% (平成30年度決算)	令和元年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	令和4年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	地方税の割合 39.9% (令和元年度決算)	地方税の割合 31.4% (令和2年度決算)	—	地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定 【参考】 (平成29年度決算)39.4% (平成28年度決算)38.8%
	税源の偏在性が小さい地方税体系の構築	3	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	地方税計 最大値/最小値 2.3倍 (平成30年度決算)	令和元年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	令和4年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	最大値/最小値 2.4倍 (令和元年度決算)	最大値/最小値 2.2倍 (令和2年度決算)	—	税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する必要がある。都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。 【参考】 (平成29年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.3倍 (平成28年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.4倍
		4	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 <アウトカム指標>	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 39項目 (令和2年度税制改正による導入数 1項目)	令和元年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	令和4年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 41項目 (令和2年4月緊急経済対策による導入数 1項目 令和3年度税制改正による導入数 1項目)	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 42項目 (令和4年度税制改正による導入数 1項目)	—	地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の実情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。(「地域決定型地方税制特例措置」とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み) 【参考】 (平成31年度税制改正における導入数) 0項目 (平成30年度税制改正における導入数) 2項目

住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	地域の実情に対応した政策を展開するため、地方税制度改革	⑤	地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し <アウトプット指標>	67項目を見直し(うち23項目を廃止・縮減) (令和2年度税制改正)	令和元年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	令和4年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	89項目を見直し(うち12項目を廃止・縮減) (令和3年度税制改正)	65項目を見直し(うち14項目を廃止・縮減) (令和4年度税制改正)	—	税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定
		⑥	法定外税や超過課税の導入件数 <アウトプット指標> 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPI】	【法定外税】61件 【超過課税】1,717件 (令和元年度)	令和元年度	地方団体の課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	令和4年度	地方団体の課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	【法定外税】65件 (R2.4.1時点) 【超過課税】1,740件 (R2.4.1時点)	【法定外税】65件 (R3.4.1時点) 【超過課税】1,741件 (R3.4.1時点)	—	法定外税を始めとする課税自主権に係る制度は、地域特有の課題を解決するための重要な財源確保手段であり、その活用を図る地方団体への支援を行うことは、地方独自の行政サービスの向上促進につながると考えられるため、指標として設定(支援策としては、電話相談や各種会議等での積極的な周知などを想定) 【新経済・財政再生計画改革工程表2019のKPIは、施策の達成状況を表すものとなっております、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
達成手段(開始年度)		予算額(執行額) ※3			令和2年度	令和3年度	令和4年度	関連する指標 ※4	達成手段の概要等			令和4年度行政事業レビュー事業番号
(1)	地方税制度の整備に必要な経費(昭和25年度)	※5							1~6	※5		
(2)	地方税法(昭和25年)	—			1~6	地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。						
政策の予算額・執行額 ※3		37百万円 (21百万円)	37百万円 (19百万円)	34百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
							令和4年度税制改正の大綱	令和3年12月24日	成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずる。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずる。			

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

※6 表中の「新経済・財政再生計画 改革工程表」とは、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

※7 「地方税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第4号に規定する地方税をいう。

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7:選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室		作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 清田 浩史		
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	最終アウトカム:民主政治の健全な発達 中間アウトカム:日本国憲法にのっとり、選挙制度を確立し、その選挙が公明かつ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。					政策評価実施予定時期	令和6年8月		
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績(値) ^(※2)				
			基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
公職選挙法の趣旨にのっとり、選挙制度の確立に寄与すること	投票率の向上に向け有権者が投票しやすい環境を整備する	① 選挙制度に関する調査研究を行い、国会における議論等を踏まえ実施可能なものから制度改正を実施 <アウトプット指標>	選挙制度に関する調査研究を実施	令和2年度	令和5年度	選挙制度に関する調査研究を行い、国会における議論等を踏まえ実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行い、国会における議論等を踏まえ実施可能なものから制度改正を実施	選挙制度に関する調査研究を行い、国会における議論等を踏まえ実施可能なものから制度改正を実施	投票率が低下傾向にある中、現在のICT技術の進展等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定 なお、学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告(H30.8)に基づく制度改正等はおおむね令和2年度までに対応したところ、今後は在外インターネット投票を中心に調査研究を行い、各党各会派の議論なども踏まえつつ、検討を進めていく。

<p>公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること</p>	<p>主権者教育の推進のため、常時啓発事業の実施等</p>	<p>2</p>	<p>常時啓発事業の実施及び選挙管理委員会等が実施する主権者教育等の取組の支援等 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施</p>	<p>令和2年度</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施</p> <p>○主な取組 ・高校生向け副教材の作成：新1年生用 約112万部 ・主権者教育アドバイザー派遣：21件実施</p> <p>○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者数：176人 ・モデル事業：3件実施 ・研修事業：23件実施 ・主権者教育のための学習教材の作成 ・出前授業の取組状況：令和4年8月報道発表予定</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施</p> <p>—</p>	<p>参加・実践等を通じた政治意識の向上や主権者教育の更なる推進を図るため、高校生副教材の作成、主権者教育アドバイザー派遣、主権者教育優良事例普及推進事業、研修事業などを実施</p> <p>—</p>	<p>いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあり、特に若者の投票率が著しく低い中、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者を含め、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、主権者教育の推進等も考慮し、常時啓発事業の実施等を指標として設定</p> <p>また、各事業の実施に当たっては、意識調査の結果(選挙における選挙人の投票意識や意識の経時的変化の状況)等も踏まえて効果的に実施する。</p> <p>※ 常時啓発 選挙管理機関として、常時国民の政治常識の向上のために行う啓発活動</p> <p>※ 主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子どもたちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。</p> <p>※ 主権者教育アドバイザー 国民一人一人が政治や選挙に関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけられるよう、主権者教育に関する知見、ノウハウ等を有する専門家として委嘱を受けた者</p> <p>【令和2年度実績】 ○主な取組 ・高校生向け副教材の作成：新1年生用 約117万部 ・主権者教育アドバイザー派遣：26件実施</p> <p>○その他の取組 ・若者啓発イベントの開催 参加者：154人 ・モデル事業：2件実施 ・研修事業：20件実施 ・主権者教育アドバイザー動画教材の作成 ・選挙出前授業見本市の開催 ・出前授業の取組状況：実施選管556団体、実施高校898校、その他学校(小学校、中学校、大学、専修学校、特別支援学校)933校</p>
<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること</p>	<p>国民投票制度の内容の周知啓発による環境整備</p>	<p>3</p>	<p>国民投票制度の認知度 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>国民投票制度の認知度(第25回参議院議員通常選挙全国意識調査) ①10.6% ②30.4% ③42.9% ④13.3%</p>	<p>令和元年度</p>	<p>直近の全国意識調査における国民投票制度の認知度の向上</p>	<p>令和5年度</p>	<p>直近の全国意識調査における国民投票制度の認知度の向上</p> <p>○第49回衆議院議員総選挙全国意識調査 ①10.7% ②28.3% ③43.2% ④15.5%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>国民投票制度の内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定</p> <p>※ 国民投票制度 日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票(国民投票)に関する制度。</p> <p>※ 国民投票制度の認知度 (公財)明るい選挙推進協会が国政選挙及び統一地方選挙後に実施する全国意識調査の結果を用いている。 ①よく知っている ②だいたい内容を知っている ③内容は知らないが「国民投票(制度)」という言葉は聞いたことがある ④知らない</p>

政治資金の透明性を確保すること	政治団体の収支報告書が提出され、その内容が公開されること	4	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率) <アウトプット指標>	政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100% 【令和元年分収支報告】	令和2年度	政党、政治資金団体について、提出率100%	令和5年度	政党、政治資金団体について、提出率100%	政党、政治資金団体について、提出率100%	政党、政治資金団体について、提出率100%	政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定 【参考(提出団体数 R2年分)】 (総務大臣届出分) ・政党本部 12団体 ・政党支部 165団体 ・政治資金団体 2団体 ・その他の政治団体 2,710団体 ※上記のうち国会議員関係政治団体 727団体 (総務大臣及び都道府県選管届出分) ・全政治団体 57,405団体
				国会議員関係政治団体の過去3か年平均の提出率:97.4% 【平成29年分～令和元年分収支報告】	令和2年度	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上 (令和2年分～令和4年分の平均提出率が、令和元年分～令和3年分の平均提出率を上回ること)	令和5年度	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上 (令和元年分～令和3年分の平均提出率が、平成30年分～令和2年分の平均提出率を上回ること)	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上 (令和2年分～令和4年分の平均提出率が、令和元年分～令和3年分の平均提出率を上回ること)	国会議員関係政治団体について、過去3か年平均の提出率以上 (令和2年分～令和4年分の平均提出率が、令和元年分～令和3年分の平均提出率を上回ること)	
				政治団体全体の過去3か年平均の提出率:90.7% 【平成29年分～令和元年分収支報告】	令和2年度	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上 (令和2年分～令和4年分の平均提出率が、令和元年分～令和3年分の平均提出率を上回ること)	令和5年度	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上 (令和元年分～令和3年分の平均提出率が、平成29年分～令和元年分の平均提出率(90.7%)を上回ること)	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上 (令和2年分～令和4年分の平均提出率が、令和元年分～令和3年分の平均提出率を上回ること)	政治団体全体で、過去3か年平均の提出率以上 (令和2年分～令和4年分の平均提出率が、令和元年分～令和3年分の平均提出率を上回ること)	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度					
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)	※5			1,4	※5			0023
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	※5			2,3	※5			0024
(3)	投票環境の向上等に要する経費(平成31年度)	※5			1	※5			0025
(4)	衆議院議員総選挙に必要な経費(令和3年度)	—	※5	—	—	※5			0026
(5)	参議院議員通常選挙に必要な経費(令和4年度)	—	—	※5	—	※5			新 22-0001
(6)	公職選挙法(昭和25年)	—			1~3	—			
(7)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—			3	—			
(8)	政治資金規正法(昭和23年)	—			4	—			
政策の予算額・執行額(※3)		422百万円 (297百万円)	72,921百万円 (69,103百万)	60,699百万円	政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						—	—	—	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8:電子自治体の推進				担当部局課室名	自治行政局(住民制度課デジタル基盤推進室、地域政策課地域情報化企画室)			作成責任者名	自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長 奥田 隆則 自治行政局地域政策課地域情報化企画室長 小牧 兼太郎	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、行政手続のオンライン化の推進等に取り組み、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、行政手続のオンライン化を進める。								分野【政策体系上の位置付け】	電子自治体	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指す。 [中間アウトカム]:・自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる。 ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図ることで、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく。								政策評価実施予定時期	令和7年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)						
施策手段					令和4年度	令和5年度	令和6年度				
地方公共団体の情報化を推進し、便利な行政サービスを提供し、効率的な電子自治体を実現すること	1 地方行税政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率 <アウトプット指標>	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:令和3年度100%(46/46) ※数値は累計	令和3年度	地方行税政統計システム利用課室からの新規要望への対応率:100%	令和7年度	対応率100%			地方行税政に関する基礎データベースを確保することが重要となっている現状を踏まえ、総務省内の各課室における地方行税政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種施策の立案等に資する統計データの作成等を行っており、制度改正等に伴う帳票変更等の各課室からの新規要望に対して、着実に実施するため指標として設定	
自治体の行政手続のオンライン化を実現すること	2 地方公共団体へのフォローアップ調査・集計・ヒアリング	地方公共団体における「特に国民の利便性向上に資する手続き(31手続)」のうち、市区町村対象27手続のオンライン化率 ※ 31手続のうち、4手続(自動車保有関係)については、国が提供するワンストップサービスに含まれており、各都道府県がオンライン化を進める手続ではないため除外	地方公共団体における「特に国民の利便性向上に資する手続き(31手続)」のうち、市区町村対象27手続のオンライン化率:—(令和4年度末に公表予定)	— (令和4年度末に公表予定)	地方公共団体における「特に国民の利便性向上に資する手続き(31手続)」のうち、市区町村対象27手続のオンライン化率:100%	令和4年度末	令和4年度末までにオンライン化率(27手続):100%			「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、自治体におけるデジタル・ガバメントの推進には、エンドトゥエンドでデジタル化の取組を徹底することが必要であり、行政手続のオンライン化の推進等に取り組むこととされている。これを踏まえ、総務省では、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指し行政手続のオンライン化を進めるための指標として設定	

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1) 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費(平成15年度)		※5		—	※5	0030
(2) 地方行政情報化に関する一般事務・災害時における情報通信メディアの活用に要する経費(平成23年度)		※5		1	※5	0031
(3) 電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)		※5		—	※5	0032
(4) 政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費(平成16年度)		※5		—	※5	0033
(5) 自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)	※5	—	—	—	※5	0035
(6) 社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費(個人番号カードの普及・利活用に要する経費)(平成24年度)		※5		—	※5	0036
(7) 社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費(平成25年度)		※5		—	※5	0038
(8) 番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度)		※5		—	※5	0039
(9) 電子行政サービスの改善方策に関する調査研究等に要する経費(平成25年度)		※5		—	※5	0040
(10) 自治体情報セキュリティ強化対策事業(平成29年度)		※5		—	※5	0041
(11) 在外選挙人の投票環境の向上のために必要な経費		※5		—	※5	0042
(12) マイナンバーカードを活用した消費活性化と官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築に要する経費(令和元年度)		※5		—	※5	0043
(13) マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費(令和2年度)		※5		—	※5	0044
(14) マイナンバーカードを活用した住民票の写し等各種証明書のコンビニ交付促進事業(令和2年度)	※5	—	—	—	※5	0046
(15) デジタル基盤改革支援補助金(令和2年度)	※5	—	—	—	※5	0047
(16) マイナンバーカード所有者に係る転出証明書情報の事前通知に要する経費(令和3年度)	—	※5		—	※5	0048
(17) 自治体DXの推進体制の構築等に要する経費(令和4年度)	—	—	※5	2	※5	新 22-0002

政策の予算額・執行額 (※3)	372,353百万円 (366,315百万円)	431,001百万円 (238,163百万円)	106,687百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和3年6月18日	第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策 1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及 2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現 (5)国の情報システムの整備・管理 4. 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保
					デジタル・ガバメント実行計画	令和2年12月25日	5 価値を生み出すガバナンス 5.4 人材確保・育成 (2)情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し 6 行政手続のデジタル化 6.3 情報システムの整備に当たり講ずべき施策 (2)行政機関等による情報システムの共用の推進 8 行政サービス連携の推進 8.2 申請受付システム等の一元化に向けたe-Govの継続的改善 9 業務におけるデジタル技術の活用 9.3 電子的な公文書管理等
					世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 I.新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 7 社会基盤の整備 (1)デジタル・ガバメント ③ 地方公共団体のデジタル化
					経済財政運営と改革の基本方針2020	令和2年7月17日	第3章「新たな日常」の実現 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール) (1)次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行 ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速
					新経済・財政再生計画改革工程表2019	令和元年12月19日	5. 次世代型行政サービスの早期実現 5-3 地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開 10 自治体におけるクラウド活用の推進
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (1)Society 5.0の実現 ⑤ スマート公共サービス (i)マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築 Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。 具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。 あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。 消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。

					令和元年12月5日	<p>Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上</p> <p>5. 切れ目のない個人消費の下支え</p> <p>GDPの6割弱を占める個人消費は、民需を中心とした持続的な経済成長の要であり、本経済対策の実行を通じて生産性向上に向けた取組を加速することにより、企業や家計の成長期待を喚起し、賃金の継続的な拡大につなげていくことが重要である。これに加えて、本年10月の消費税率引上げへの対応として実施しているキャッシュレス・ポイント還元を来年6月末まで着実に実施する。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を終了した来年9月から令和3年3月末までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイントの付与、2万円の前払い等)に対し5,000ポイントの付与)を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えする。その際、ポイント付与に必要となる手続についての支援や、中小・小規模店舗へのキャッシュレス対応端末の導入促進、端末操作に係るきめ細かい支援を行う。また、マイナンバー制度への正しい理解やマイナンバーカードの早期取得を促すとともに、地方公共団体等において、マイナンバーカードの発行・交付体制の整備を促進する。このほか、経済の好循環の実現に向け、安定的な資産形成と成長資金の供給拡大の推進に取り組む</p>
--	--	--	--	--	-----------	--

安心と成長の未来を拓く総合経済対策

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。令和2年度及び令和3年度は、旧政策名「電子政府・電子自治体の推進」に対応する予算額及び執行額を記載している。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑨)

政策(※1)名	政策9: 情報通信技術の研究開発・標準化の推進		担当部局課室名	国際戦略局 技術政策課 他3課室(指標1、2、3及び4) 総合通信基盤局 電気通信システム課 他1課室(指標1及び3) 情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室(指標3) サイバーセキュリティ統括官室(指標3)	作成責任者名	国際戦略局 技術政策課長 川野 真稔				
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)				
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 情報通信技術(ICT)によるイノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会を実現 [中間アウトカム]: 情報通信技術(ICT)の研究開発・標準化を推進することで、今後とも重要な産業であるICT分野を力強く成長させ、市場と雇用の創出に寄与				政策評価実施予定時期	令和7年8月				
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
					年度ごとの実績(値)(※2)					
			基準年度	目標年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な情報通信技術(ICT)を確立するため、ICTの研究開発・標準化を推進すること	重点的に推進すべき研究テーマにおける課題の抽出やその実行に当たっての研究開発評価の実施等により、効率的・効果的に研究開発を推進する体制を整備する。	① 研究開発終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりか、それを上回る成果があったと判定された課題の割合 <アウトプット指標>	89% (平成29年度～令和3年度の平均)	令和3年度	89%以上 (研究開発の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりか、それを上回り成果があったと判定された課題の件数/研究開発の終了時における外部専門家による評価を実施した課題の件数)	令和6年度	89%以上	89%以上	89%以上	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標の達成に向けて着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、研究開発の終了時における外部専門家による評価において、当初の見込みどおりか、それを上回り成果があったと判断された課題の割合を指標として設定 目標値は、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難でハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであるから、一定程度の失敗がやむを得ないものとして定めている。 平成29年度: 87%(27/31) 平成30年度: 86%(36/42) 令和元年度: 94%(46/49) 令和2年度: 100%(32/32) 令和3年度: 85%(22/26)
		2 適切なPDCAサイクルの下で研究開発を実施するために必要な研究開発評価を実施した割合 <アウトプット指標>	100%	令和3年度	100% (当該年度に必要な研究開発評価を実施した回数/当該年度に必要な研究開発評価の実施回数)	令和6年度	100%	100%	100%	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、必要な情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標の達成に向け着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、適切なPDCAサイクルの下で研究開発を実施するため、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)において研究開発評価(事前評価、採択評価、継続評価(中間評価)、終了評価及び追跡評価)を実施することが定められていることから当該年度に必要な研究開発評価を実施した割合を指標として設定 目標値は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)において研究開発評価を実施するとされていることから100%と定めている。

		3	研究開発成果の普及状況(追跡評価までに標準化又は実用化に至っていない課題及び目標時期までに成果が普及していない事業の数) ＜アウトカム指標＞	1件 (平成29年度～令和3年度の平均)	令和3年度	1件以下	令和6年度	1件以下	1件以下	1件以下	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、研究開発成果の展開に向けて着実に取り組む必要がある。このような現状を踏まえ、研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、各年度の追跡評価課題における標準化、実用化状況及び関連事業の成果普及に関する目標達成状況を指標として設定 目標値は、本政策で行う研究開発が、民間のみでは取り組むことが困難でハイリスクな研究開発課題について、諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであるから、一定程度の失敗がやむを得ないものとして定めている。 平成29年度：1件(全3件中) 平成30年度：3件(全14件中) 令和元年度：1件(全16件中) 令和2年度：0件(全9件中) 令和3年度：0件(全7件中)
我が国の国際競争力強化が期待できる標準化分野について、国際標準の策定に貢献する。	④		標準化に寄与した提案件数 ＜アウトプット指標＞	26件 (平成29年度～令和3年度の平均)	令和3年度	26件以上	令和6年度	26件以上	26件以上	26件以上	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立・普及を推進するためには、戦略的に標準化活動を推進し、国際標準の策定に貢献するため標準化活動の支援強化が必要である。このような現状を踏まえ、情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援を行い、標準化に寄与した提案件数を指標として設定 目標値の設定に当たっては、国際標準化提案検討段階から策定に至るまでの期間を考慮し過去5年間の実績値(131件)から平均値をとり、年間26件以上として設定 平成29年度：6件 平成30年度：18件 令和元年度：22件 令和2年度：40件 令和3年度：45件

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	戦略的情報通信研究開発推進事業(平成14年度)		※5		1	※5	0049
(2)	情報通信分野の研究開発に関する調査研究(平成4年度)		※5		2	※5	0050
(3)	情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進(平成16年度)		※5		4	※5	0051
(4)	医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業(医療研究開発推進事業費補助金)(平成28年度)		※5		3	※5	0052
(5)	ナショナルサイバートレーニングセンターの強化(平成29年度)		※5		3	※5	0053
(6)	衛星通信における量子暗号技術の研究開発(平成30年度)		※5		1.3	※5	0054
(7)	新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発(平成30年度)		※5		1.3	※5	0055
(8)	グローバル量子暗号通信網構築のための研究開発(令和2年度)		※5		1.3	※5	0056
(9)	多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発(令和2年度)		※5		1.3	※5	0057
(10)	Beyond 5G研究開発促進事業(令和2年度)		※5		1	※5	0058
(11)	サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の構築(令和2年度)		※5		3	※5	0059
(12)	グローバル量子暗号通信網構築のための衛星量子暗号通信の研究開発(令和3年度)		※5		1.3	※5	0060
(13)	グローバルな情報収集等に対応した多言語翻訳技術の高度化(令和3年度)		※5		3	※5	0061
(14)	量子暗号通信ネットワークの社会実装加速のための広域テストベッド整備(令和3年度)		※5		-	※5	0062
(15)	衛星コンステレーションにおける量子暗号通信を実現するための光地上局テストベッド環境の整備(令和3年度)		※5		3	※5	0063
(16)	次世代の人工知能技術の実現のための脳情報データ収集基盤の整備(令和3年度)		※5		-	※5	0064
(17)	防災・減災のためのリモートセンシング技術による高精度データの収集・分析・配信技術の開発及び基盤の整備(令和3年度)		※5		1.3	※5	0065
(18)	グリーン・デジタル社会を実現するためのICTデバイス研究基盤・開発環境の整備(令和3年度)		※5		-	※5	0066
(19)	グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発(令和4年度)		※5		1.3	※5	新22-0003
(20)	南極地域観測事業費(昭和31年度)(文部科学省からの移替え)		※6		-	※6	2022-文科-21-0282

(21)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(所得税及び法人税)(昭和42年度)	-	-	-	-	当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものである。
(22)	技術研究組合の所得計算の特例(法人税)(昭和36年度)	-	-	-	-	技術研究組合は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。当該措置は、技術研究組合が試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずること、研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより、技術研究組合の研究活動を促進するものである。
(23)	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(法人住民税)(昭和60年度)	-	-	-	-	当該措置は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すものであり、中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することで、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、地方公共団体と国とが一丸となって、取り組んでいるものである。

政策の予算額・執行額 (※3)	38,371百万円 (37,762百万円)	9,193百万円 (8,245百万円)	8,545百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					統合イノベーション戦略2022	令和4年6月3日	第1章 総論 2. 科学技術・イノベーション政策の3本の柱 (3)先端科学技術の戦略的な推進 第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革 (1)サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出 (3)レジリエントで安全・安心な社会の構築 4. 官民連携による分野別戦略の推進 (3)量子技術
					第6期科学技術・イノベーション基本計画	令和3年3月26日	第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革 (1)サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出 (3)レジリエントで安全・安心な社会の構築 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 2. 官民連携による分野別戦略の推進
					デジタル田園都市国家構想基本方針	令和4年6月7日	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針 (2)デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 第3章 各分野の政策の推進 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 (1)デジタルインフラの整備
					成長戦略 フォローアップ	令和3年6月18日	1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (2)5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 10. イノベーションへの投資の強化 (3)量子技術等の最先端技術の研究開発の加速
					知的財産推進計画2022	令和4年6月3日	Ⅲ. 知財戦略の重点8施策 3. 標準の戦略的活用の推進 (1)官民一丸となった重点的な標準活用推進
					経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2)科学技術・イノベーションへの投資 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3)多極化・地域活性化の推進

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

※6 文部科学省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/block30_00055.htm)を参照

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑩)

政策 ^(※1) 名	政策10: 情報通信技術高度利活用の推進				担当部局課室名	情報流通行政局 情報通信政策課等			作成責任者名	情報流通行政局 情報通信政策課 課長 山路 栄作	
政策の概要	ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 全ての国民一人ひとりが「真の豊かさ」を実感できる世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現すること。 [中間アウトカム]: 我が国の経済再生や様々な社会課題(超高齢社会、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)を解決するためには、あらゆる領域に活用される万能ツールであるICTの高度利活用の推進が不可欠である。このような現状を踏まえ、これまで整備してきたICT利活用のための基盤も活用しながら、ICTによる新たな産業・市場を創出すること、社会課題の解決を推進すること及びICT利活用のための環境整備を実施する。								政策評価実施予定時期	令和7年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
		年度ごとの実績(値) ^(※2)						令和4年度	令和5年度	令和6年度	
ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、先進的社会システムの構築を図ること	1	国内生産額に占めるICT産業の割合 <アウトカム指標>	全産業中最大規模を維持 (令和3年版情報通信白書)	令和3年度	全産業中最大規模を維持	令和6年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	情報通信技術(ICT)は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、経済再生や社会的課題の解決に大きく貢献するものである。国内生産額に占めるICT産業の市場規模が大きいことは、ICTによる新たな産業・市場を創出されていることにつながることから、指標として設定 【参考】 「ICTの経済分析に関する調査」 ・令和3年版 108.4兆円/1041.2兆円 10.4% ・令和2年版 99.1兆円/1,013.5兆円 9.8% ・令和元年版 97.5兆円/1,003.7兆円 9.7% ・平成30年版 94.4兆円/982.7兆円 9.6% ・平成29年版 95.7兆円/968.5兆円 9.9% ・平成28年版 84.1兆円/964.2兆円 8.7% ・平成27年版 82.2兆円/942.3兆円 8.7% ・平成26年版 81.8兆円/924.0兆円 8.9%	
							—	—	—		
	2	情報通信産業の経済波及効果 (付加価値誘発額) <アウトカム指標>	全産業中最大規模を維持 (令和3年版情報通信白書)	令和3年度	全産業中最大規模を維持	令和6年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持		ICTによる最終需要と中間需要を含んだ生産活動全体(国内生産額)の様々な産業への波及効果に関するデータであり、ICTによる生産性向上を示す指標として設定 【参考】 「ICTの経済分析に関する調査」 ・令和3年版 92.1兆円
							—	—	—		
ICTによる新たな産業・市場を創出すること							全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持		
							—	—	—		

	日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作、発信等する取組を支援	3	放送コンテンツ海外売上高 ＜アウトカム指標＞	571億円	令和2年度	対令和2年度で1.5倍	令和7年度	「令和7年度(2025年度)までに海外売上高を1.5倍(対令和2年度(2020年度)比)に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツの海外売上高の増加に寄与する。	「令和7年度(2025年度)までに海外売上高を1.5倍(対令和2年度(2020年度)比)に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツの海外売上高の増加に寄与する。	「令和7年度(2025年度)までに海外売上高を1.5倍(対令和2年度(2020年度)比)に増加させる」との目標の達成に向け、海外の効果的なメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施し、放送コンテンツの海外売上高の増加に寄与する。	放送コンテンツの海外展開には、日本の魅力の発信を通じ、日本の地域産品・サービスの輸出拡大や訪日外国人観光客の増加といった大きな波及効果があり、「クールジャパン戦略」等の政府戦略にも大きく貢献するものである。 海外のメディア等において、日本の魅力を発信する事業を実施することにより、日本の放送事業者等と海外の放送事業者等との関係構築や、海外で受容される放送コンテンツの制作についてのノウハウの蓄積等を図り、放送コンテンツの海外売上高の増加に寄与する。 (これまでの実績) 令和2年度 571億円(基準年度)
								-	-	-	
ICTによる社会課題の解決を推進すること	テレワークの推進等により、地方創生や働き方改革を実現するため、周知・広報等を実施	4	(1)テレワーク導入企業の割合(常用雇用者100人以上の企業) (2)テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 ＜アウトカム指標＞	(1)令和3年時点調査の通信利用動向調査(令和4年5月)の結果を踏まえて、必要な見直しを行う。 (2)令和3年時点の結果を踏まえて、必要な見直しを行う。	(1)- (2)-	(1)令和3年時点調査の通信利用動向調査(令和4年5月)の結果を踏まえて、必要な見直しを行う。 (2)令和3年時点の結果を踏まえて、必要な見直しを行う。	-	(1)- (2)-	(1)- (2)-	-	新型コロナウイルス感染症対策や若者、女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのICTサービスを利用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方が選択できる社会の実現が求められている。 この現状を踏まえて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)において、働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症対策への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されており、当初の目標であった、2020年までに34.5%(1)、15.4%(2)が達成された。しかしながら、一過性のもとならないために引き続き計測が必要と思われるため、令和3年時点調査の通信利用動向調査(令和4年5月)の結果を踏まえ、導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を指標として、令和4年度中に目標数値の必要な見直しを行う。 【参考】 ・令和2年度結果 (1)47.5% (2)19.7%

ICT利活用のための環境整備を実施すること	障害や年齢によるデジタル・ディバイドを解消するため、情報バリアフリー環境を整備	5	「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業で3年以上前に終了した案件の事業化率 <アウトカム指標>	平成29年度までの案件の事業化率：58.3% (対象助成件数12件)	令和3年度	令和6年度までの案件の事業化率：50%	令和6年度	平成30年度までの案件の事業化率：50%	令和元年度までの案件の事業化率：50%	令和2年度までの案件の事業化率：50%	ICTの進展は、日常生活を始めとする多くの場面において様々な恩恵をもたらしている一方、障害や年齢等により、その恩恵を十分に享受できていない者も多く存在している。 このようなデジタル・ディバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる社会の実現が求められており、「障害者基本計画(第4次)」(平成30年3月30日閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として情報アクセシビリティの向上が掲げられているところ。 具体的には、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進するための助成を実施し、その助成終了3年経過時の事業化率を指標とすることで、助成の成果を評価する。 本事業は、早期の事業化が困難な先進的な研究開発に対する助成も年度によってはあるところ、直近の事業化率は58.3%であるが、過去平成26年度までの案件の事業化率は33.3%であることも踏まえ、目標値は50%に設定している。	
				—	—	—	—	—				
				デジタル活用支援推進事業における講習会の実施箇所数 <アウトプット指標>	2,000箇所	令和3年度	3,000箇所	令和4年度	3,000箇所	—		—
									—	—		—

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	地域情報化の推進(本省)(平成20年度)		※5		1	※5	0067
(2)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業(平成13年度)		※5		1,5	※5	0068
(3)	字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進(平成9年度)		※5		-	※5	0069
(4)	全省庁的統一資格審査実施経費(平成13年度)		※5		1	※5	0070
(5)	電気通信行政情報システムの維持運用(昭和49年度)		※5		1	※5	0071
(6)	情報通信政策のための総合的な調査研究(昭和60年度)		※5		1,2	※5	0072
(7)	ICTリテラシー向上の総合的な推進に関する調査研究(平成16年度)		※5		1	※5	0073
(8)	地域情報化の推進(地方)(平成18年度)		※5		1	※5	0074
(9)	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業(平成26年度)		※5		1	※5	0075
(10)	地域防災等のためのG空間情報の利活用推進(平成28年度)		※5		4	※5	0076
(11)	ICT基盤高度化事業(平成28年度)		※5		-	※5	0077
(12)	放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業(平成30年度)		※5		3	※5	0078
(13)	情報信託機能活用促進事業(平成30年度)		※5		-	※5	0079
(14)	モバイル決済モデル推進事業(平成30年度)		※5		-	※5	0080
(15)	テレワーク普及展開推進事業(平成31年度)		※5		1,4	※5	0081
(16)	AIネットワークにおけるデータ利活用の促進に関する調査研究(令和元年)		※5		1	※5	0082
(17)	サイバーセキュリティ情報共有推進事業(令和元年)		※5		-	※5	0083
(18)	高度映像配信プラットフォームに関する実証(令和元年度)		※5		-	※5	0084
(19)	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(令和元年度)		※5		1	※5	0085
(20)	国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開(令和2年度)		※5		3	※5	0086

(21)	ネット同時配信時代におけるコンテンツ権利処理円滑化事業(令和2年度)		※5	-	※5	0087
(22)	サイバーセキュリティ政策に関する調査研究(令和2年度)		※5	-	※5	0088
(23)	デジタル活用共生社会推進事業(令和2年度)		※5	1	※5	0089
(24)	インターネットトラフィック流通効率化等促進事業(令和2年度)		※5	-	※5	0090
(25)	先進的仮想化ネットワークの基盤技術の研究開発(令和2年度)		※5	-	※5	0091
(26)	マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等の実現に向けた実証等(令和2年度)		※5	-	※5	0092
(27)	デジタル活用環境構築推進事業 デジタル活用支援推進事業(令和2年度)		※5	1,6	※5	0093
(28)	放送コンテンツを活用した海外への情報発信事業(令和2年度)		※5	3	※5	0094
(29)	放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究(令和3年度)		※5	-	※5	0095
(30)	インターネットトラフィック流通効率化等促進事業(令和3年度)		※5	-	※5	0096
(31)	サイバー攻撃インフラ検知等の積極的セキュリティ対策総合実証(令和3年度)		※5	-	※5	0097
(32)	デジタル教育プラットフォーム活用支援事業(令和3年度)		※5	-	※5	0098
(33)	地域セキュリティコミュニティ強化支援事業(令和4年度)		※5	-	※5	新22-0004
(34)	被災地域情報化推進事業(平成24年度)(復興庁からの移替え)		※6	1	※6	2022-復興-21-0017
(35)	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年)	-	-	-	-	電子署名に関し、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、当該法第4条に基づき、安全性等に関する一定の基準に適合した特定認証業務の認定を実施
(36)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年)	-	-	-	5	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることに鑑み、通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資する。 当該法第4条に基づき、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、その経費の2分の1を上限に助成を実施
(37)	特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年)	-	-	-	1	社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることに鑑み、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資する。
(38)	国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成28年改正)	-	-	-	-	国立研究開発法人情報通信研究機構法を改正し、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の業務の範囲に、「サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練」を追加(平成28年4月20日成立、同5月31日施行) NICTが有するサイバーセキュリティに関する技術的知見及び演習基盤を活用して、国の行政機関や重要インフラ事業者等を対象として、効果的な演習を実施する。
(39)	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減(登録免許税)(平成26年度)	-	-	-	1	事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業又は事業に必要な資産の譲受け、出資の受入れ、会社の設立等について、登録免許税の軽減

(40)	中小企業投資促進税制(所得税及び法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が、機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の①30%の特別償却又は②7%の税額控除ができる(資本金3千万超の中小企業は30%の特別償却のみ)。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。
(41)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(所得税及び法人税)(平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。
(42)	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除(法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業振興地域として定められた地区において、工業用機械等の取得をして電気通信業等の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%(建物等については8%)の法人税額控除
(43)	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(法人税)(平成10年度)	-	-	-	1	情報通信産業特別地区として定められた地区において新設された法人のうち認定を受けた法人について、設立後10年間、40%の所得控除
(44)	エンジェル税制(所得税)(平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除
(45)	中小企業投資促進税制(法人住民税及び事業税)(平成10年度)	-	-	-	1	中小企業者等が、機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の①30%の特別償却又は②7%の税額控除ができる(資本金3千万超の中小企業は30%の特別償却のみ)。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。
(46)	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(個人住民税、法人住民税及び事業税)(平成15年度)	-	-	-	1	中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める。
(47)	沖縄情報通信産業振興税制(事業所税及び減収補填措置)(平成10年度)	-	-	-	1	(1) 1千万円以上の機械等及び1億円以上の建物等に係る情報通信産業等の事業の用に供する施設を新築した場合に事業所税(資産割)課税標準を2分の1とする。 (2) 事業の用に供する設備・不動産を新築した者について、地方公共団体が事業税等を課さなかった場合又は不均一課税をした場合、地方交付税による減収補填
(48)	エンジェル税制(個人住民税)(平成9年度)	-	-	-	1	特定中小会社が発行した株式取得に要した金額の控除、未上場ベンチャー企業株式売買に係る損失の繰越控除
(49)	コンテンツ海外展開等促進基金(平成24年度)	-	-	-	3	①ローカライズ支援 経済産業省と総務省で共同で、公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施する。 対象者:民間企業 ②プロモーション支援 経済産業省が、公募により選定する法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つプロモーションにつき、その活動費の一部を補助する。 対象者:民間企業 【成果指標(アウトカム)】 ・本施策のローカライズ支援を受けたコンテンツの量(時間)/本施策の支援を受けたプロモーション件数 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業者への交付決定額 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公募による法人を通じ、クールジャパン戦略に役立つ放送コンテンツ、映画等の映像コンテンツに対する現地語字幕の付与・吹き替え等(ローカライズ)に対して、1/2補助を実施することにより、日本の放送コンテンツの海外への販売を促進し、新たな市場を開拓するとともに、放送コンテンツ関連海外市場売上高の増加に寄与する。
(50)	中小企業経営強化税制(所得税、法人税)(平成29年度)	-	-	-	1	経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、設備(注)投資をする際、①即時償却又は②取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除ができる。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。 (注)上記の「設備」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。 [A類型] 生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上) [B類型] 収益力強化設備(投資収益率が年平均5%以上) [C類型] デジタル化設備(可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当) [D類型] 経営資源集約化に資する設備(修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上)

(51)	中小企業経営強化税制(法人住民税及び事業税)(平成29年度)	-	-	-	1	<p>経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、設備(注)投資をする際、①即時償却又は②取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除ができる。 ※控除税額の上限は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%を上限とする。</p> <p>(注)上記の「設備」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。 [A類型] 生産性向上設備(生産性が年平均1%以上向上) [B類型] 収益力強化設備(投資収益率が年平均5%以上) [C類型] デジタル化設備(可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当) [D類型] 経営資源集約化に資する設備(修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上)</p>		
政策の予算額・執行額 (※3)		8,158百万円 (7,135百万円)	10,841百万円 (9,647百万円)	4,218百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						成長戦略	令和元年 6月21日 (令和2年7月 17日改訂) (令和3年6月 18日改訂)	成長戦略実行計画 成長戦略フォローアップ (別添)成長戦略フォローアップ 工程表
政策の予算額・執行額 (※3)		8,158百万円 (7,135百万円)	10,841百万円 (9,647百万円)	4,218百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	デジタル社会の実現に向けた重点計画	平成29年 5月30日 (30年6月15日 改訂) (令和元年6月 14日改訂) (令和2年7月 17日改訂) (令和3年6月 18日改訂)	第1部 我が国が目指すデジタル社会と推進体制 第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策 第3部 施策集 参考資料 別表

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

※6 復興庁 令和3年度行政事業レビュー(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html>)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑪)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備		担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室		作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 林 弘郷	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。 [中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。					政策評価実施予定時期	令和6年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	年度ごとの目標(値)					測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績(値) ^(※2)					
施策手段		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	令和元年度	令和7年度				放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適時適切に応えていくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定 なお、基準値及び基準年度については、放送法の一部を改正する法律の附則第9条「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新法第九十三条第一項の認定に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」の規定に基づき設定 【参考】 調査結果を活用した法令等の見直し等の件数 令和3年度:4件 令和2年度:6件 令和元年度:16件 平成30年度:5件 平成29年度:7件 平成28年度:8件 平成27年度:4件	

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時における臨時災害放送局等の迅速な開設を図るとともに、運用体制を整備する。</p>	<p>臨時災害放送局等の開設の円滑化のため、送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練を実施するとともに、テレビ放送を途絶させないために、運用体制の整備を図るための可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>2</p>	<p>臨時災害放送局等の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練の実施回数 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>大規模災害の発生時において地方公共団体等が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時から送信点調査や運用訓練等を実施するとともに、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて、可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練の実施についての検討</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	<p>平成29年度</p>	<p>機器配備の総合通信局等(11局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査や運用訓練等を実施。また、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各地方公共団体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する地方公共団体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、地方公共団体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、送信点調査及び運用訓練等の実施回数について指標として設定</p> <p>また、熊本地震では、地上テレビ放送の中継局が被災した際、復旧までに時間を要したことから、本格復旧までの応急措置として、国が可搬型予備送信設備等を地方公共団体等に使用させることを可能とする体制を平成30年度から整備し、大規模災害時においてテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えた運用研修・訓練の実施も目標値に追加した。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた地方公共団体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取決め等の締結等)</p> <p>令和2年度:15.6%(11総合通信局等) 令和元年度:15.1%(11総合通信局等) 平成30年度:14.6%(6総合通信局) 平成29年度:14.6%(6総合通信局) 平成28年度:11.7%(4総合通信局) 平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)平成28年度までは、機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の地方公共団体。平成29年度からは、上記に加え、北陸及び中国の2総合通信局管内の地方公共団体も含めた6総合通信局管内の地方公共団体。なお、令和元年度は、当該機器が未配備である5総合通信局等(東北、関東、東海、近畿及び沖縄)に配備したことから、11総合通信局等の地方公共団体が該当</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付</p>	<p>3</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付 【平成29年度】</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付</p>	<p>令和2年度</p>	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請</p>	<p>令和5年度</p>	<p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請</p>			<p>海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請することが重要であることから、指標として設定</p> <p>【参考】NHKにおける各年度の受信環境整備状況 令和2年度:約3.2億世帯</p>
<p>放送を通じ、災害時等において確実かつ安定的な情報伝達の確保等に寄与すること</p>	<p>ケーブルテレビネットワークの光化</p>	<p>4</p>	<p>ケーブルテレビの光化率 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>28.7%</p>	<p>令和2年度</p>	<p>50%程度</p>	<p>7年度末を目途</p>	<p>7年度末を目途に光化率50%程度の達成を目指す。</p>			<p>放送を通じ、災害時等において確実かつ安定的な情報伝達の確保等をするに当たり、耐災害性強化に資する光化の推進が重要であることから、ケーブルテレビネットワークの光化率(ケーブルテレビ加入世帯のうち、FTTH方式の加入世帯数割合)を指標として設定</p> <p>ケーブルテレビネットワークの光化率50%程度という目標は、甚大な被害をもたらす自然災害が近年相次ぎ、光化の必要性・重要性が高まっていることを踏まえ、省内において検討し、策定した目標値である。</p> <p>【事業スキーム】 災害時に、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。</p> <p>＜事業主体＞市町村、市町村の連携主体又は第三セクター ※ これらの者の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。</p> <p>＜補助率＞市町村及び市町村の連携主体(承継事業者):1/2 第三セクター(承継事業者):1/3</p>

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
(1) 放送ネットワーク整備支援事業(平成26年度)		※5		-	※5	0099	
(2) 放送政策に関する調査研究(平成19年度)		※5		1	※5	0100	
(3) 国際放送の実施(昭和26年度)		※5		3	※5	0101	
(4) 地域ICT強靱化事業(平成26年度)		※5		2	※5	0102	
(5) 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業(平成30年度)		※5		4	※5	0103	
(6) 放送コンテンツ制作取引における相談・紛争解決促進事業(令和元年度)		※5		1	※5	0104	
(7) ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業(令和元年度)		※5		-	※5	0105	
(8) BS右旋帯域の再編等に係る経費(令和2年度)		※5		-	※5	0106	
(9) ケーブルテレビネットワークの構築におけるローカル5G活用技術に関する調査研究(令和3年度)		※5		-	※5	0107	
(10) 地上放送のインフラの存り方に関する調査研究(令和3年度)		※5		-	※5	0108	
(11) 放送法(昭和25年)	-	-	-	1	<p>放送法第1条において、次のとおり規定されている。</p> <p>放送法(抜粋) (目的) 第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。 <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施</p>		
政策の予算額・執行額(※3)	7,537百万円 (6,959万円)	6,638百万円 (5,873百万円)	5,015百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyuu4.html)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-12)

政策 ^(※1) 名	政策12:情報通信技術利用環境の整備			担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 飯村 博 電波部電波政策課長 荻原 直彦
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争の促進、電波利用環境の維持・改善により利用者利便の向上を図るとともに、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の確保を実現することにより、世界最高水準の情報通信技術(ICT)インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:世界最高水準のICTインフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]:電気通信事業分野の一層の競争促進を図る取組を実施することにより、料金低廉化・サービス多様化や、利用者利便の向上を実現するとともに、電波利用環境の維持・改善による無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上等により電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現する。					政策評価実施予定時期	令和6年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績(値)(※2)			
施策手段		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
							<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。 電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討
							<ul style="list-style-type: none"> 電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、「電気通信市場検証会議」を開催し、令和3年8月、「電気通信事業分野における市場検証(令和2年度)年次レポート」を策定・公表 移動系通信分野における競争の進展、固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係の変化、グローバル競争の激化その他の市場環境の変化等を踏まえ、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から検討を行うため、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」を開催し、令和3年10月、「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書」を取りまとめ
							<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における市場検証を毎年度実施し「電気通信事業分野における市場検証年次レポート」を公表

<p>電気通信事業分野の競争促進による利用者利便の向上</p>	<p>電気通信事業分野の公正な競争環境の整備</p>	<p>①</p>	<p>公正な競争促進に向けた取組の実施 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・電気通信事業の公正な競争を促進するため、以下の取組を実施 ・接続ルール改善等のため、制度整備を実施 ・利用者利益の向上のための検討を行い、通信料金の適正化やサービス改善に向けた課題を抽出 ・帯域制御等及びゼロレーティングサービスについて、各ガイドラインを踏まえた対応状況等に関するモニタリングを実施 ・固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に向けた検討を実施【令和2年度】</p>	<p>令和2年度</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を促進 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等の検討を促進【令和5年度】</p>	<p>令和5年度</p>	<p>・情報通信審議会において、IP網への移行後における音声接続料の在り方、IP網への移行過程における加入電話の音声接続料の在り方及びIP網への移行を踏まえた接続制度の在り方について検討を実施。令和3年9月の最終答申を受けて、音声接続料について、IP網への移行過程における加入電話の接続料に関する規定等の整備のため、第一種指定電気通信設備接続料規則等を改正(令和4年4月1日施行(一部の規定は、公布の日(令和4年3月1日)から施行))。また、接続制度については、「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出(令和4年6月成立) ・固定電話網に係るコストに関する情報収集等のため、最新の設備・通信技術等について調査研究を行い、その成果を踏まえ、第一種指定電気通信設備接続料規則に基づき、NTT東日本・西日本に対して、令和4年度の接続料算定に必要となるLRICモデルを通知 ・電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定等に関する研究会」において検討を行い、令和3年9月に第五次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則等を改正(令和3年12月24日施行及び令和4年1月1日施行) ・令和元年10月に施行した改正電気通信事業法の効果を分析・検証することを目的に「競争ルールの検証に関するWG」を令和2年4月から開催し、本事業で行っている調査研究の成果のデータも分析に活用しつつ、同年10月に「競争ルールの検証に関する報告書2021」を、令和3年9月に「競争ルールの検証に関する報告書2021」を取りまとめた。また、同報告書の内容も踏まえて、各種ガイドライン等の見直し、改正を行った。 ・卸協議の適正性の確保に係る制度整備について、令和4年2月に「接続料の算定等に関する研究会」において行った取りまとめ・IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方についての最終答申(情報通信審議会、令和3年9月)を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出(令和4年6月成立)</p>	<p>-</p>	<p>電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえ、公正競争促進のため、電気通信市場の競争機能の有効性や競争の阻害要因等についての検証及びサービスに対する利用者の利便性の状況についての検証を行い、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題を抽出し、競争環境の変化に応じた制度改正等につなげることが重要であることから、公正な競争促進に向けた取組の実施を指標として設定</p> <p>【参考(調査結果を活用した法令等の見直し等の件数)】 令和3年度:5件 令和2年度:16件 令和元年度:10件</p>
---------------------------------	----------------------------	----------	--	--	--------------	--	--------------	---	----------	--

<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の着実な執行</p>	<p>2</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施</p>	<p>令和2年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づいて迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定</p> <p>【参考】 （令和3年度値） 行政指導（警告メール） 約6,400通、報告徴収 0件 （令和2年度値） 行政指導（警告メール） 約7,000通、報告徴収 1件 （令和元年度値） 行政指導（警告メール） 約6,000通、報告徴収 0件 （平成30年度値） 行政指導（警告メール） 約5,700通、報告徴収 4件</p>
<p>電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応及びその内容の分析等を踏まえた電気通信サービスを安心・安全に利用する環境の整備</p>	<p>③</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、課題抽出のため、電気通信サービスの契約現場への覆面調査等を実施し、事業者における利用者への説明義務の執行状況を確認。その調査結果等を踏まえ、説明が不十分とされた事項について、必要な改善指導やガイドライン改定の制度整備を行うとともに、事業者の改善状況のフォローを実施</p>	<p>令和2年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施</p> <p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導を実施</p> <p>・「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」を開催し、モニタリングの結果等を踏まえた制度の見直し等について検討し、令和3年9月に「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」を取りまとめた。</p> <p>・同報告書を踏まえ、令和4年2月に電気通信事業法施行規則等を公布し、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正を実施</p> <p>・さらに、個別の事業者との間では円滑に解決に至らない消費者トラブルを効果的に解決し得る体制の在り方について検討を行うため令和3年10月に「苦情相談処理体制の在り方に関するタスクフォース」を設置</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定</p> <p>【参考（各年度の相談受付件数）】 令和2年度：15,833件 令和元年度：15,971件 平成30年度：10,466件 平成29年度：8,848件 平成28年度：9,093件 平成27年度：10,125件 平成26年度：6,952件 平成25年度：7,012件 平成24年度：6,811件 平成23年度：7,873件</p>

電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現	情報通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直し	④	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施 <アウトプット指標>	100% (1/1)	令和2年度	100% (安全・信頼性基準への反映件数/これまで認識していない新たな原因等の件数)	令和5年度	電気通信事故の分析・評価を電気通信事故検証会議等において実施し、分析等の結果、これまでに認識していない新たな原因が判明した場合は安全・信頼性基準への反映を実施(100%)	100% (0/0)	-	-	電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進展している現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定
								<p>【参考】</p> <p>(令和3年度) 重大事故: 7件 電気通信事故検証会議開催件数: 6回 (令和2年度) 重大事故: 4件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回 (令和元年度) 重大事故: 3件 電気通信事故検証会議開催回数: 5回 (平成30年度) 重大事故: 4件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回 (平成29年度) 重大事故: 4件 電気通信事故検証会議開催回数: 6回</p> <p>(注) 重大事故とは、以下の要件に該当する事故をいう。 ・電気通信役務の提供を停止又は品質を低下させた事故で、次の基準に該当するもの</p> <p>一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務: 継続時間1時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの 二 緊急通報を取り扱わない音声伝送役務: 継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの 三 電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス: 継続時間12時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間2時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一から三までに掲げる電気通信役務を除く): 継続時間24時間以上かつ影響利用者数10万以上のもの又は継続時間12時間以上かつ影響利用者数100万以上のもの 五 一から四までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務: 継続時間2時間以上かつ影響利用者数3万以上のもの又は継続時間1時間以上かつ影響利用者数100万以上・衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障の場合は、その設備を利用する全ての通信の疎通が2時間以上不能であるもの</p>				

電気通信機器の技術基準適合性の確保	5	前年度の市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数のうち、同調査を行った年度の翌年度までに是正対応をした端末機器の台数の比率 ＜アウトカム指標＞	100% (8/8)	令和2年度	100%	令和5年度	100%	100%	100%	市場に流通する端末機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による利用者への不測の被害が危惧されている。そのため、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するものとして、前年度の市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数のうち、同調査を行った年度の翌年度までに是正対応をした端末機器の台数の比率及び関係者間で情報交換するMRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数を指標として設定。MRA国際研修会については、過年度実績を基に目標値を設定 【参考（過年度実績）】 (令和2年度値) ・市場調査機器台数:41台(うち不適合5台) ・MRA国際研修会参加者数:310人 (令和元年度値) ・市場調査機器台数:40台(うち不適合8台) ・MRA国際研修会参加者数:新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日)の趣旨を踏まえ、令和元年度のMRA国際研修会は中止 (平成30年度値) ・市場調査機器台数:40台(うち不適合2台) ・MRA国際研修会参加者数:228人 (平成29年度値) ・市場調査機器台数:40台(うち不適合1台) ・MRA国際研修会参加者数:240人 (平成28年度値) ・市場調査機器台数:39台(うち不適合8台) ・MRA国際研修会参加者数:243人	
			310人	令和2年度	300人以上	令和5年度	300人以上	300人以上	300人以上		
	6	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ ※MRA(Mutual Recognition Agreement):相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定	310人	令和2年度	300人以上	令和5年度	300人以上	300人以上	300人以上	【参考（過年度実績）】 (令和2年度値) ・市場調査機器台数:41台(うち不適合5台) ・MRA国際研修会参加者数:310人 (令和元年度値) ・市場調査機器台数:40台(うち不適合8台) ・MRA国際研修会参加者数:新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日)の趣旨を踏まえ、令和元年度のMRA国際研修会は中止 (平成30年度値) ・市場調査機器台数:40台(うち不適合2台) ・MRA国際研修会参加者数:228人 (平成29年度値) ・市場調査機器台数:40台(うち不適合1台) ・MRA国際研修会参加者数:240人 (平成28年度値) ・市場調査機器台数:39台(うち不適合8台) ・MRA国際研修会参加者数:243人	
							372人	-	-		
	地域データセンターの整備推進	7	地域データセンターの整備について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	4件	令和2年度	4件	令和3年度	年4件			地域データセンターの整備促進のため、地域データセンター整備促進税制及び地域データセンター整備助成の施策を推進している。助成事業については、令和2年10月～12月に最終公募を行ったところであるが、税制については令和3年度末まで応募を受け付けており、より多くの地域データセンター事業者が税制を利用してもらえるよう施策の周知を引き続き行っていく必要がある。
								0件			
8		地域データセンター整備促進税制利用事業者数 ＜アウトカム指標＞	0件	令和2年度	1件	令和3年度	1件			測定指標7がアウトプット指標であることから「地域データセンター整備促進税制利用事業者数」をアウトカム指標として追加で設定。令和2年度実績が0件であることから税制の利用を目標として令和3年度は1件を設定 【参考】 令和2年度 0件 令和元年度 1件 平成30年度 0件	
							0件				
無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	無線システムの高度化や電波利用ニーズに応えるための新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の検討による制度整備を実施	⑨	新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の策定 ＜アウトプット指標＞	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施	令和2年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施	令和5年度	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施		ICTの進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定 【参考】 12件(令和2年度値)	
								2.3GHz帯における移動通信システムの導入のための制度整備など8件	-		-

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究(昭和62年度)		※5		1	※5	0109
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費(平成6年度)		※5		2,3	※5	0110
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費(平成12年度)		※5		4,5,6	※5	0111
(4)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)(平成22年度)		※5		2,3	※5	0112
(5)	インターネット上の権利保護対策に係る検討経費(令和2年度)		※5		2	※5	0113
(6)	販売代理店届出制度の電子受付対応に係るシステム整備(令和2年度)		※5		2	※5	0114
(7)	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業(令和3年度)		※5		-	※5	0115
(8)	電気通信事故に関する原因究明機能等の強化事業(令和4年度)		※5		4	※5	新22-0005
(9)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金(平成24年度)(復興庁からの移替え)		※6		-	※6	2022-復興庁 -21-0018
(10)	電気通信事業法(昭和59年)	-	-	-	1,3,4,6	電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(11)	有線電気通信法(昭和28年)	-	-	-	4	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与する。	
(12)	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年)	-	-	-	1	1 日本電信電話株式会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。	
(13)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年)	-	-	-	2	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることに鑑み、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(14)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年)	-	-	-	3	携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図る。	
(15)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成13年)	-	-	-	5,6	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電波法(昭和25年法律第131号)及び電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(16)	電波法(昭和25年)	-	-	-	9	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施	

(17)	地域データセンター整備促進税制(法人税、固定資産税)(平成30年度)	-	-	-	7.8	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、電源装置)を取得した場合における取得価額の15%の法人税の特別償却及び固定資産税の3年間の課税標準を4分の3とする。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏以外に整備して設置地域近傍からの利用を行う設備投資に対する法人税の特別償却・首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対する固定資産税減免を適用することにより、地域へのデータセンター整備が促進されることから、情報の円滑な流通に資する。 ※法人税の特別償却は令和2年3月31日で終了。固定資産税の課税標準の特例は令和4年3月31日まで延長
(18)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税)(平成22年度)	-	-	-	1	固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税とする。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。

政策の予算額・執行額(※3)	989百万円 (859百万円)	51,127百万円 (50,951百万円)	948百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (5) デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資 ・携帯電話市場における、公正な競争環境の整備を進め、料金の低廉化を図る。 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進 (デジタル田園都市国家構想) ・地域における情報通信格差が生じないよう5G・光ファイバをはじめとした通信インフラの更なる整備、データセンター地方拠点/海底ケーブル等の整備、地域協議会の設置
					新しい資本主義の グランドデザイン及び 実行計画	令和4年 6月7日	V. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備
					デジタル田園都市国家 構想基本方針	令和4年 6月7日	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針 (2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 ① デジタルインフラの整備 第3章 各分野の政策の推進 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備 (1) デジタルインフラの整備
					デジタル社会の実現 に向けた重点計画	令和4年 6月7日	第6 デジタル社会の実現に向けた施策 5. デジタル社会を支えるシステム・技術 (3) デジタル化を支えるインフラの整備
					知的財産推進計画 2022	令和4年 6月3日	5. デジタル時代のコンテンツ戦略 (4) 海賊版・模倣品対策の強化

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

※6 復興庁 令和4年度行政事業レビュー(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html>)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑬)

政策(※1)名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施						担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 等			作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課電波利用料企画室長 寺岡 秀礼	
政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。										分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する。 [中間アウトカム]:近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。										政策評価実施予定時期	令和5年8月	
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
				基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)						
							令和2年度	令和3年度	令和4年度				
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	電波監視の確実な実施	1	重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合 <アウトプット指標>	84.8% (391件/461件)	令和元年度	85% (重要無線通信妨害の申告のうち3日以内に解決した件数/重要無線通信妨害の申告件数)	令和4年度	85%	85%	85%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害に確実かつ早期に対応することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合を指標として設定 【参考】 重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合(重要無線通信妨害の申告のうち3日以内に解決した件数/重要無線通信妨害の申告件数) ・令和元年度 84.8%(391件/461件) ・平成30年度 80.6%(332件/412件) ・平成29年度 82.6%(431件/522件)		
	総合無線局監理システムの安定的な運用	②	総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトカム指標>	99.98%	令和元年度	無線局数の増加に影響されことなく99.9%以上確保(各機能ごとの年間のシステム稼働時間率の平均)	令和4年度	無線局数の増加に影響されことなく99.9%以上確保			無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定 【参考】 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) 令和元年度実績 99.98% 平成30年度実績 99.99% 平成29年度実績 99.99%		
	電波が人体等に与える影響を解明するための調査を実施	3	電波の人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	7.4	令和元年度	7.5	令和4年度	7.5	7.5	7.5	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定 【参考】 令和元年度実績 7.4 平成30年度実績 7.6 平成29年度実績 7.3		
	電波の適正利用に関する理解度向上のための周知活動を実施	4	「電波教室」参加者アンケートにおいて、電波の適正利用について理解したという回答の割合	66%	令和元年度	70%	令和4年度	70%	70%	70%	電波の適正利用について理解度を客観的に評価するため、「電波教室」の参加者アンケートの質問項目「電波を正しく利用することの大切さがわかりましたか。」において、「よくわかった」と回答した割合を指標として設定 【参考】 令和元年度実績 66% 平成30年度実績 68% 平成29年度実績 71%		
							75%	74%	—				

電波有効利用技術の研究開発、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	電波資源拡大のための研究開発を実施	⑤	電波資源拡大のための研究開発における、外部専門家による評価点数の平均 <アウトプット指標>	課題設定型: 3.7 課題提案型: 19.7	令和 元年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 21.0以上 (最大30.0)	令和 4年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発を行うとともに、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、当該研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定
	携帯電話の利用環境の整備を支援	6	道路メッシュカバー率(道路を含むメッシュ※のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合) ※平成27年度国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち2分の1地域メッシュ(約500m四方)	84.1%	令和 元年度	88% (令和6年度までに90%)	令和 4年度	86%	87%	88%	携帯電話が国民に広く普及している中、地理的条件や事業採算上の問題等により携帯電話を利用することが困難な地域が存在しており、昨今は、緊急時等における道路等の非居住エリアでの携帯電話利用ニーズが高まっていることから、当該エリアについて補助事業を実施することとしている。このため道路を含むメッシュのうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合を指標として設定した。
	高度無線ネットワークを支える光ファイバ網の整備を推進	7	光ファイバ未整備世帯(利用不可能世帯)の減少 <アウトカム指標>	約66万世帯	平成 30年度	約5万世帯	令和 9年度	約37万世帯	約17万世帯	—	本事業は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することを目的として、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、当該無線通信の用に供する無線局の開設に必要な光ファイバの整備を支援するものである。 居住世帯向け光ファイバの整備については、平成30年度末時点で世帯カバー率98.8%(未整備世帯約66万世帯)であったところ、当初は令和5年度末までに未整備世帯を約18万世帯まで減らすことを目標として、本事業により支援してきたところであるが、令和2年度補正予算において本事業の大幅な拡充がなされ、市町村等から申請のあった全ての地域において確実に整備を進めることとなった。この結果として、令和3年度末までに未整備世帯は約17万世帯を下回る見込みとなったことから、目標値を再設定した。 なお、当初目標の設定根拠は、社会的便益が整備コストを下回る地域数を基に、当該地域数を世帯数に換算したもの(推計値)。
達成手段 (開始年度)				予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業 レビュー事業番号
				令和2年度	令和3年度	令和4年度					
(1)	電波の監視等に必要経費(平成5年度)	※5			1	※5			0116		
(2)	総合無線局監理システムの構築と運用(平成5年度)	※5			2	※5			0117		
(3)	総合無線局監理システムの制度改正等対応(平成5年度)	※5			2	※5			0118		
(4)	電波の安全性に関する調査及び評価技術(平成9年度)	※5			3	※5			0119		
(5)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)(平成17年度)	※5			6	※5			0120		
(6)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援)(平成20年度)	※5			—	※5			0121		
(7)	電波遮へい対策事業(トンネル等)(平成11年度)	※5			6	※5			0122		
(8)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上(平成21年度)	※5			4	※5			0123		

(9)	電波資源拡大のための研究開発(平成17年度)		※5	5	※5	0124
(10)	周波数逼迫対策技術試験事務(平成8年度)		※5	-	※5	0125
(11)	無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務(平成21年度)		※5	-	※5	0126
(12)	周波数の国際協調利用促進事業(平成29年度)		※5	-	※5	0127
(13)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供(平成11年度)		※5	-	※5	0128
(14)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業)(平成26年度)		※5	-	※5	0129
(15)	衛星放送用受信環境整備事業(平成29年度)		※5	-	※5	0130
(16)	公衆無線LAN環境整備支援事業(平成29年度)		※5	-	※5	0131
(17)	公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討(令和元年度)		※5	-	※5	0132
(18)	電波伝搬の観測・分析等の推進(令和元年度)		※5	-	※5	0133
(19)	無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)(令和元年度)		※5	7	※5	0134
(20)	無線システム普及支援事業(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)(令和元年度)		※5	-	※5	0135
(21)	IoTの安心・安全かつ適正な利用環境の構築(令和元年度)		※5	-	※5	0136
(22)	仮想空間における電波模擬システム技術の高度化(令和2年度)		※5	-	※5	0137
(23)	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(令和2年度)		※5	-	※6	0138
(24)	電波の利用状況調査・公表(令和2年度)		※5	-	※5	0139
(25)	5G高度化等に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進(令和3年度)		※5	-	※5	0140
(26)	5G高度化等に向けた国際連携推進事業(令和3年度)		※5	-	※5	0141
(27)	電波法(昭和25年度)	-	-	-	1~7	電波の公平かつ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。

政策の予算額・執行額（※3）	87,776百万円 (71,980百万円)	111,800百万円 (99,604百万円)	74,996百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					新しい資本主義の グランドデザイン及 び実行計画	令和4年 6月7日	V. 経済社会の多極集中化 1. デジタル田園都市国家構想の推進 (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備
					デジタル田園都市 国家構想基本方針	令和4年 6月7日	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 1. 取組方針 (2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル 基盤整備 ① デジタルインフラの整備 第3章 各分野の政策の推進 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル 基盤整備 (1) デジタルインフラの整備 (b) 光ファイバ整備
					経済財政運営と改 革の基本方針2022	令和4年 6月7日	第2章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組 (3) 多極化・地域活性化の推進 (デジタル田園都市国家構想) (前略) ポスト5G/Beyond5Gの2025年以降の社会実装と国際標準 化に向けた取組(中略)を進める。
					デジタル社会の実 現に向けた重点計 画	令和4年 6月7日	第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則 1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現 ⑥ 情報通信ネットワークの利用環境に係る格差の是正 第6 デジタル社会の実現に向けた施策 5. デジタル社会を支えるシステム・技術 (3) デジタル化を支えるインフラの整備 ① 光ファイバ、5Gインフラの整備等 (4) デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進 研究開発・実証の推進に関する具体的な施策 ① 高度情報通信環境の普及促進に向けた研究開発・実証

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑭)

政策 ^(※1) 名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進					担当部局課室名	国際戦略局 国際戦略課他5課室			作成責任者名	国際戦略局 国際戦略課長 大森 一顕	
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。								分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:ICT分野における我が国の国際競争力強化や諸外国との協力関係の構築・強化及び政策協調を通じた、我が国の経済成長の促進及び国際社会への貢献 [中間アウトカム]:二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図る。								政策評価実施予定時期	令和6年8月		
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度						
二国間・多国間における協議を通じた、諸外国との協力関係の構築・強化及び政策的協調	① 二国間での定期協議、政策協議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	政策協議等:41回 (平成30年度～令和2年度の平均)	令和2年度	政策協議等:41回程度	令和5年度	年度ごとに政策協議等:41回程度			53回	-	-	
						国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数 <アウトプット指標>	国際会議:28回 (平成30年度～令和2年度の平均)	令和2年度				国際会議:28回程度
二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること	③ 我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介等を通じた、各国との協力関係の構築・強化 <アウトプット指標>	45件 (政務レベル19件) (平成30年度～令和2年度の平均)	令和2年度	45件程度 (政務レベル19件程度)	令和5年度	年度ごとに45件程度 (うち政務レベル19件程度)			38件 (うち政務レベル10件)	-	-	
						ICT分野に関する協力強化について合意した各国との案件数						

リスクマネー供給による、海外における電気通信事業、放送事業又は郵便事業等への民間資金の誘発(プロジェクトへの参加を促進)	④	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件における民間企業等との連携 ＜アウトカム指標＞	累計16社 (目標値:12社)	令和2年度	累計18社	令和5年度	累計14社	累計16社	累計18社	<p>JICTのように海外展開を支援するファンドは、エコシステムへの貢献が大切であることから、これを測る指標として、JICTの支援対象事業に対し、共同投資や経営参画等を通じて経営支援を実施した民間企業等の累計数をKPIとして設定するもの。</p> <p>なお、2019年10月の官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」の改正についての議論がなされ、会計検査院の指摘や幹事会における委員からの発言等を踏まえ、官民ファンドのKPIについて①設置期限到来時、②各マイルストーンの到来時、のそれぞれのタイミングで達成すべきKPIを設定することにより、各ファンドの運営状況について適切に評価・検証を行うことができるよう見直すこととされ、2020年4月以降に適用されることとなった。前期評価書の目標値も当該幹事会のKPIとの整合を図ったものであったことから、当該幹事会においてKPIが見直されたことに伴い、本評価票の目標値についても同見直しを反映することとした。</p> <p>【参考】 令和2年度:1社/件 令和元年度:2.33社/件 平成30年度:2.25社/件</p>
		民間からの資金の誘発(呼び水効果) ＜アウトプット指標＞	5.5 (目標値:4.5) (誘発された民間投融資額/JICTからの実投融資額)	令和2年度	3.4 (誘発された民間投融資額/JICTからの実投融資額)	令和5年度	4.1 (誘発された民間投融資額/JICTからの実投融資額)	3.7 (誘発された民間投融資額/JICTからの実投融資額)	3.4 (誘発された民間投融資額/JICTからの実投融資額)	<p>2019年10月の官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会において、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」の改正についての議論がなされ、会計検査院の指摘や幹事会における委員からの発言等を踏まえ、官民ファンドのKPIについて①設置期限到来時、②各マイルストーンの到来時、のそれぞれのタイミングで達成すべきKPIを設定することにより、各ファンドの運営状況について適切に評価・検証を行うことができるよう見直すこととされ、2020年4月以降に適用されることとなった。</p> <p>JICTの支援は、JICTが供給するリスクマネーを「呼び水」として民間資金を誘発(プロジェクトへの参加を促進)することを狙いの一つとするものであることから、その政策効果である「民間資金の誘発」を測る指標として、「誘発された民間投融資額」÷「JICTからの実投融資額」(ファンド設置以降の累積値)をKPIとして設定</p>
	⑤	国内外におけるセミナー・シンポジウム等の実施回数 ＜アウトプット指標＞	セミナー等:33回 (平成30年度～令和2年度の平均)	令和2年度	セミナー等: 33回程度	令和5年度	年度ごとにセミナー等:33回程度			<p>新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後も更なる市場の拡大が見込まれている。このため、我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、世界のインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくことが喫緊の課題となっている。こうした現状を踏まえ、国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催等の実施により、その実施国に対して官民一体となって我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国のICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。事業終了後の案件の進捗に関するフォローアップを含め、アウトカム指標との関連性の整理、分析を評価時に実施</p> <p>【参考】 令和2年度:セミナー等38回 令和元年度:セミナー等35回 平成30年度:セミナー等25回</p>
							36回	-	-	

諸外国への我が国のICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること	我が国の質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性についての理解の促進	6	ICT海外展開の推進に向けたモデルシステム構築等に係る調査研究等の実施 ＜アウトプット指標＞	14回程度 (平成30年度～令和2年度の平均)	令和2年度	14回程度	令和5年度	年度ごとに14回程度			インフラシステムの海外展開・案件受注のためには、相手国の実情を十分に踏まえ、様々な課題を複合的に解決できるソリューション提案を行い、我が国提案のコンセプトや技術の優位性・信頼性について理解を深めることが重要となる。このため、案件の構想段階から参画するための実証事業やモデルシステムの構築・運営等の充実・強化が課題となっている。こうした状況を踏まえて、モデルシステムの構築・運営により、各国の政府・事業者等に対して我が国が強みを有する質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性について理解の促進を図り、我が国のICT企業の国際展開・案件受注の支援や各国の課題解決への貢献に資するため、指標として設定。事業終了後の案件の進捗に関するフォローアップを含め、アウトカム指標との関連性の整理、分析を評価時に実施 【参考】 令和2年度: 10回 令和元年度: 19回 平成30年度: 12回
		7	諸外国への我が国のICT企業の海外展開支援により事業化した日本企業の受注等件数 ＜アウトカム指標＞	5件程度 (平成30年度から令和2年度の平均)	令和2年度	5件程度	令和5年度	年度ごとに5件程度			相手国ニーズに応じたICTインフラプロジェクト・システムの提案、我が国の成功事例の他国への横展開や新規分野の開拓、重点国への戦略的支援を推進し、我が国のICT企業の案件受注を目指すことが、我が国のICT企業の国際展開や各国の課題解決に資するため、諸外国への我が国のICT企業の海外展開支援により事業化した日本企業の受注等件数を指標として設定 【参考】 令和2年度: 3件 令和元年度: 4件 平成30年度: 8件

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	国際会議への対応(平成17年度)		※5		1,2,3	※5	0142
(2)	国際電気通信連合 (ITU) 分担金・拠出金(昭和24年度)		※5		1,2	※5	0143
(3)	経済協力開発機構 (OECD) への拠出(平成13年度)		※5		1,2	※5	0144
(4)	アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 分担金・拠出金(昭和54年度)		※5		1,2	※5	0145
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業(平成21年度)		※5		3	※5	0146
(6)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施(平成11年度)		※5		1,2,6	※5	0147
(7)	ICT海外展開パッケージ支援事業(平成27年度)		※5		5,6	※5	0148
(8)	グローバルICTインフラの構築の促進に向けた諸外国との戦略的連携の推進(令和元年度)		※5		5,6	※5	0149
(9)	多国間枠組におけるデータ流通等に係る連携強化事業(令和4年度)		※5		1,2	※5	新22-0006

(10)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年度)	-			4	我が国の事業者へ蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行う枠組み(支援機構の設立、業務の範囲等)を定める。		
(11)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資(財政投融資)等(平成27年度)	産投出資: 26,600百万円 (26,300百万円) 政府保証: 15,700百万円 (10,000百万円)	産投出資: 19,000百万円 (1,350百万円) 政府保証: 9,500百万円 (—)	産投出資: 25,000百万円 政府保証: 15,500百万円	4	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等を支援するために必要となる産投出資金及び政府保証枠を確保する。		
政策の予算額・執行額(※3)		2,491百万円 (1,978百万円)	2,717百万円 (2,268百万円)	1,362百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						「インフラシステム海外展開戦略2025」の追補	令和4年6月3日	第2章 具体的施策の柱 1. ポストコロナを見据えたより良い回復の着実な実現 (1)海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化 (2)デジタル技術を活用したインフラシステム案件の組成推進 (3)デジタル変革による課題解決と中小企業・スタートアップ支援 (A)デジタル技術の特性を踏まえたソフトインフラ整備 (B)公的金融と民間投資の連携等を通じた中堅・中小、スタートアップ支援 (C)国内・海外双方向での事業展開を見据えた先進イノベーション技術への支援 (4)国際標準への対応と策定過程への積極関与 (A)国際標準に対応した受注実績の拡大支援 (B)国際標準の策定過程への積極関与(海外向け標準仕様の展開を含む) (C)データの自由な流通に係る国際ルール・規範の策定等 2. 脱炭素社会に向けたトランジションの加速 3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進 (1)日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法 (2)質高インフラ投資 G20 原則の実践と本邦優位技術の明確化 (3)政府発の構想の国際連携による具体案件化 4. コアとなる技術・価値の確保 (1)我が国企業のグローバル化の推進 (2)我が国企業の重要分野における技術開発の推進 5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進 6. 質高インフラに向けた官民連携の推進 (1)トップセールスと発信力・提案力・交渉力の強化 (3)公的金融等による支援強化
						成長戦略フォローアップ	令和3年6月18日	14. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現 (3)日本企業の国際展開支援 i)インフラシステム海外展開
						経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年6月18日	第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 5. 4つの原動力を支える基盤づくり (7)戦略的な経済連携の強化

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑮)

政策 ^(※1) 名	政策15: 郵政行政の推進				担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 松田 昇剛
政策の概要	郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。						分野【政策体系上の位置付け】	郵政行政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。 [中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。				政策評価実施予定時期	令和7年8月		
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績(値) ^(※2)				
施策手段	基準年度	目標年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
日本郵政グループ各社等の企業価値や利用者利便の向上を図ること	① 郵政民営化の着実な推進に関する事業実績 <アウトプット指標>	郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督 「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申) 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月)	平成30年度	日本郵政グループの事業展開の促進	令和6年度	日本郵政グループの事業展開の促進に関する事業実績 日本郵政グループの事業展開の促進に関する事業実績 日本郵政グループの事業展開の促進に関する事業実績	平成27年11月に日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式が上場された。日本郵政グループは、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、企業価値を更に向上させる必要がある。また、郵政民営化法において、郵政民営化が多様で良質なサービスの提供を通じ利用者の利便の向上を図ることを目的とすることも踏まえ、「郵政民営化の着実な推進に関する事業実績」を測定指標として設定 あわせて、郵政民営化の成果を国民が実感できるような「日本郵政グループの事業展開の促進」を目標として設定 施策目標にある「健全な業務運営」については、適切なコーポレートガバナンスの下、民間企業としての適正な利潤が中長期的に確保されることをもって、将来に渡ってユニバーサルサービスの安定的な提供が維持されることを意味する。 日本郵政グループ各社に対する必要な監督について、具体的な取組としては、「日本郵政株式会社に対する監督指針」及び「日本郵便株式会社に対する監督指針」の策定や、「郵政行政モニタリング会合」の開催等を実施している。	

郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること	<p>・郵政事業のユニバーサルサービスを確保するための検討を実施すること</p> <p>・郵政事業のユニバーサルサービスを確保する取組を行うこと</p>	2	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数) ＜アウトプット指標＞	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	平成27年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	令和6年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	<p>人口減少や電子メールの利用の拡大により郵便物数が減少するなど、郵便事業を取り巻く環境が厳しくなっている中においても、日本郵便に責務として課せられている郵政事業のユニバーサルサービスが将来にわたっても安定的に確保されることが必要であり、「郵便局ネットワーク水準の維持」、「郵便サービス水準の維持」及び「郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること」を測定指標として設定</p> <p>郵便局ネットワークについては、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられ、その郵便局ネットワークを通じて、郵政事業のユニバーサルサービスが国民に提供されることを踏まえ、「郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)」を目標として設定</p> <p>(郵便局の設置水準の維持(国会附帯決議))</p> <p>郵便サービス水準の維持及び郵便物が差し出された日から四日以内に送達することについては、郵便事業のユニバーサルサービスの確保方策として、郵便法等において求める水準を目標として設定</p> <p>(郵便差出箱の本数:郵便法第70条第3項第2号、郵便法施行規則第32条第2項 郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること:郵便法第70条第3項第4号、郵便法施行規則第32条第4項及び第5項)</p> <p>送達日数達成率の目標値(97.0%以上)は、日本郵政公社時代(2003年度結果:97.5%)及び郵政民営化時(2007年度結果:97.8%)の数値を堅持し、民営化後も当時の水準を最低限維持するため設定されているもの</p>
		3	郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数) ＜アウトプット指標＞	郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本)	平成30年度	郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本)	令和6年度	郵便差出箱の本数:約180,000本			
		4	郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること(送達日数達成率) ＜アウトプット指標＞	郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上)	平成30年度	郵便物が差し出された日から四日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上)	令和6年度	送達日数達成率:全国平均97%以上			
								-	-	-	
信書便事業分野において、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること	信書便事業分野において健全な競争環境を整備し、信書便制度の周知活動の推進を実施	5	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動における理解度 ＜アウトプット指標＞	①信書便制度説明会での理解度:7割 ②信書便制度説明会の参加者数:100名 ③信書便制度に関する地方自治体における認知度:6割	①平成30年度 ②③令和4年度	令和6年度	①9割 ②100名 ③6割	①9割 ②100名 ③6割2分	①9割 ②100名 ③6割5分	<p>基本的通信手段の一つである信書の送達事業については、平成15年の制度創設時から、健全な競争環境の整備により、利用者の選択の機会の拡大、事業者による創意工夫による多様なサービスの提供を行い、国民利用者の利便の向上を図ることが求められている。</p> <p>信書便事業分野において健全な競争環境の整備には、信書便制度が信書便事業者のみならず、広く利用者に認知されていることが前提である。</p> <p>このため、制度の周知活動における説明会での理解度、説明会の参加者数及び信書便制度に関する地方自治体における認知度を測定指標として設定する。</p> <p>また、信書便市場の活性化の状況については、事業者数の増加によりサービスの活性化や利用者利便の向上が期待されることから「信書便事業者数が対前年度末を上回ることを測定指標として設定する。</p> <p>【参考指標】 信書便事業売上高(平成30年度:193億円、令和元年度:193億円、令和2年度:198億円)</p>	
		⑥	信書便事業者数が対前年度末を上回ることを上回ることを ＜アウトカム指標＞	平成29年度末の事業者数を上回った。	平成29年度	信書便事業者数が対前年度末を上回ることを上回ることを	令和6年度	信書便事業者数が対前年度末を上回ることを上回ることを	信書便事業者数が対前年度末を上回ることを上回ることを		信書便事業者数が対前年度末を上回ることを上回ることを

郵政分野において、諸外国と良好な協力関係を構築すること	諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること	⑦	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞	7回	令和2年	7回以上	令和6年度	7回以上	7回以上	7回以上	インターネットの普及により紙媒体でのコミュニケーションが電子媒体に代替される一方、電子商取引が進展し国境を越えたモノの輸送が増大するというグローバルな環境変化が生じている現状を踏まえ、こうした環境変化に応じて郵便業務・制度の改善を行うためには、政策協議等を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集するとともに、我が国の制度等に関する情報を提供することから、二国間・多国間政策協議等への参画回数を測定指標として設定 基本的に、多国間政策協議である万国郵便連合（UPU）及びアジア太平洋郵便連合（APPU）の年次会合として、UPU管理理事会（春と秋の2回）及びUPU郵便業務理事会（春と秋の2回）、APPU執行理事会（年1回）の5回の会合に参画することを重要視しており、その他の二国間・多国間政策協議等も含めて、この数値を基に目標値を記載している。
				-	-	-	-	-			
新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと	⑧	日本型郵便インフラシステムの海外展開に向けて協力が実施されている国数 ＜アウトプット指標＞	5か国	令和2年	5か国以上	令和6年度	5か国以上	5か国以上	5か国以上	郵便の交換を行う多くの新興国・途上国には、正確性・迅速性において高い品質を有する日本の郵便システムに対する高いニーズがある現状を踏まえ、これらの国々における郵便の近代化・高度化への取組を支援するため、日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する具体的な協力案件が実施されている新興国・途上国の数を指標として設定
				-	-	-	-	-			
万国郵便連合（UPU）に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国の方針を反映させること	UPU関連会合へ積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めること及びUPUへの人材派遣を行うこと	9	UPU活動への人的貢献（職員の派遣数） ＜アウトプット指標＞	2名	令和2年	2名以上	令和6年度	2名以上	2名以上	2名以上	UPUにおいて、全世界共通の国際郵便に関するルールの制定や改廃が実施されている現状を踏まえ、我が国として積極的にUPUに貢献し、我が国の方針をUPUが定める国際郵便の諸制度に反映する必要があるところ、UPUへの人的貢献度及び我が国の方針の達成度を評価・把握するため、UPU事務局への派遣職員数及び我が国の力点をおいた重要議案における我が国の方針の達成率を指標として設定。目標とした具体的な達成率については、過去の達成率を参照しつつ、近時は各国の利害関係の対立が先鋭化していることから重要議案が承認されない事案も少なくない事実を鑑みて、妥当と考えられる数値を設定 ※（（成立を支持する方針であって、実際に成立した重要議案の数）＋（成立を支持しない方針であって実際に成立しなかった重要議案の数））÷（我が国の力点を置いた重要議案の数）＝我が国の力点を置いた重要議案における我が国の方針の達成率
				98%	令和2年	我が国の力点をおいた重要議案における我が国の方針の達成率 80%以上（※）	令和6年度	我が国の力点をおいた重要議案における我が国の方針の達成率80%以上	我が国の力点をおいた重要議案における我が国の方針の達成率80%以上	我が国の力点をおいた重要議案における我が国の方針の達成率80%以上	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号
		令和2年度	令和3年度	令和4年度			
(1)	郵政行政における適正な監督(平成15年度)		※5		1~6	※5	0150
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集(平成15年度)		※5		7,8,10	※5	0151
(3)	国際機関への貢献(平成15年度)		※5		9,10	※5	0152
(4)	郵便局活性化推進事業(郵便局×地方自治体等×ICT)(令和元年度)		※5		1	※5	0153
(5)	第27回万国郵便大会議対策(令和2年度)		※5		10	※5	0154
(6)	郵便局におけるマイナンバーカード利活用推進事業(令和3年度)		※5		1	※5	0155
(7)	郵便局等の公的地域基盤連携推進事業(令和4年度)		※5		1	※5	新22-0007
(8)	郵政民営化法(平成17年)	-	-	-	1~4	民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社に的確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に關して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要となる事項を定めるもの。	
(9)	郵便法(昭和22年)	-	-	-	2~4	郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。	
(10)	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年)	-	-	-	5,6	信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。	
(11)	日本郵政株式会社法(平成17年)	-	-	-	1~4	日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とし、日本郵政株式会社の業務等について定めるもの。	
(12)	日本郵便株式会社法(平成17年)	-	-	-	1~4	日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。	

政策の予算額・執行額 (※3)	681百万円 (585百万円)	891百万円 (853百万円)	801百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					第208回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 第208回国会: 令和4年2月1日 (参議院総務委員会) 第208回国会: 令和4年3月3日	【第208回国会】 まず、郵政事業については、地域の重要な社会基盤として、国民の信頼に応えられるよう監督責任を果たすとともに、ユニバーサルサービスを確保します。また、デジタル時代における郵政事業の利用者の利便性向上等に資するため、日本郵政グループが保有するデータの公的分野における活用や、新たなビジネスモデルの構築について議論し、その取組を支援します。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑩)

政策 ^(※1) 名	政策16: 一般戦災死没者追悼等の事業の推進		担当部局課室名	大臣官房総務課管理室		作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 加藤 剛			
	政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施する。		分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全					
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 先の大戦に係る特定の課題に対する適切な対応がなされること。 [中間アウトカム]: 一般戦災死没者に対して追悼の意を表すほか、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者の労苦(以下「関係者の労苦」という。)についての幅広い世代の人々の理解を深める等の対応が適切になされること。					政策評価実施予定時期	令和5年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)					
						令和2年度	令和3年度	令和4年度		
一般戦災死没者に対して追悼の意を表すこと等が適切になされること	一般戦災死没者の追悼その他先の大戦に係る事業の確実な実施	① 一般戦災死没者の追悼その他先の大戦に係る事業への対応度 <アウトプット指標>	4事業/4事業	令和元年度	4事業/4事業	令和4年度	4事業/4事業	4事業/4事業	4事業/4事業	<p>以下の4事業を確実に実施することが、一般戦災死没者に対して追悼の意を表すことを始めとする先の大戦に係る特定の課題に対応することにつながることから、指標として設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般戦災死没者の追悼(都道府県から推薦された全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者遺族代表に対して旅費を支給) 【参考: 一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数】 平成29年度: 180人 平成30年度: 182人 令和元年度: 179人 引揚者特別交付金支給事務費の交付(引揚者特別交付金の支給対象となる引揚者等からの申請に基づき当該支給に係る認定事務等を行う都道府県から請求があった場合に、当該認定事務等に係る事務費を交付) 【参考: 過去の執行額】 平成29年度: 0百万円 平成30年度: 0百万円 令和元年度: 0百万円 旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給等(日本赤十字社が行う旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金支給事業に要する経費、戦後強制抑留者に係る慰藉事業を全国規模で実施することができる者が行う当該慰藉事業に要する経費及び一般財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会が行う太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔を通じた一般戦災死没者に対する追悼に関する事業に要する経費について補助金を交付) 【参考: 過去の執行額】 平成29年度: 145百万円 平成30年度: 140百万円 令和元年度: 130百万円 不発弾等処理交付金の交付(埋没不発弾等を処理するための探査及び発掘を行う地方公共団体から請求があった場合に、不発弾等処理交付金を交付) 【参考: 過去の執行額】 平成29年度: 2.4百万円 平成30年度: 0.1百万円 令和元年度: 0百万円

旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した関係者の労苦に関する資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及び当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること	平和祈念展示資料館の所蔵資料の展示等	②	平和祈念展示資料館の来館者数 <アウトカム指標>	46,793名	令和元年度	20,000名以上	令和4年度	新型コロナウイルス感染症の影響から設定困難(注1)	新型コロナウイルス感染症の影響から設定困難(注2)	20,000名以上(注3)	<p>平和祈念展示資料館への来館は、関係者の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、過去の来館者数を踏まえ、指標として設定(来館促進につながる取組として、企画展の開催、語り部お話し会等の館内イベントの実施及び団体・グループ見学の誘致活動、インターネット・SNSによる情報発信その他各種媒体による広報等を実施)</p> <p>(注1)令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、前年度2月28日から6月8日まで臨時休館としていたが、開館後の来館者数も前年度比で大幅に減少しているところであり、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況も読めない中では、年度ごとの目標の設定は困難である。</p> <p>(注2)令和3年度については、緊急事態宣言による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月25日から5月31日まで臨時休館したところであり、開館後の新型コロナウイルス感染症の収束状況も読めない中では、年度ごとの目標設定は困難である。</p> <p>(注3)令和4年度については、前年度と比較しても来館者数が増加の兆しを見せつつあることから、第1四半期の実績(約5,000人)を維持する規模を本年度の目標として設定した。</p> <p>【参考:最近の来館者数】 平成29年度:46,377名 平成30年度:51,426名 令和元年度:46,793名 ※平成29年度はフロア移転に伴う休館期間(約2か月)あり。 ※令和元年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時休館期間(約1か月。春休みイベントの中止を含む。)あり。</p>
								7,244人	9,967人	—	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度				
(1)	引揚者特別交付金支給事務費 (昭和42年度)		※5		1	※5	0161	
(2)	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 (昭和42年)		—		—	引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定する。		
(3)	旧日本赤十字社救護看護婦処遇等経費 (昭和54年度)		※5		1	※5	0162	
(4)	不発弾等処理交付金 (昭和48年度)		※5		1	※5	0163	
(5)	一般戦災死没者の慰霊事業経費 (昭和52年度)		※5		1	※5	0164	
(6)	平和祈念展示等経費 (平成22年度)		※5		2	※5	0165	
政策の予算額・執行額 (※3)		562百万円 (507百万円)	595百万円 (523百万円)	515百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑰)

政策 ^(※1) 名	政策17: 恩給行政の推進		担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付 恩給管理官室	作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付恩給管理官 柿原 謙一郎			
	政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。				分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 高齢化が進んでいる恩給受給者とその御家族が、安心して生活していただける社会の実現に寄与 [中間アウトカム]: 恩給受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために身命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。						政策評価実施予定時期	令和6年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
				年度ごとの実績(値) ^(※2)					
施策手段		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
部内会議で恩給請求処理状況を適宜把握し、必要に応じて改善を行うことにより、恩給請求の適切な処理を図ること	① 標準処理期間における処理率(標準処理期間内処理件数/総処理件数) <アウトプット指標>	86.5% (令和2年度実績値)	令和2年度	令和4年度実績値以上	令和5年度	86.5%以上	令和3年度実績値以上	令和4年度実績値以上	<p>受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給請求に対し、迅速かつ適切に処理することが重要であることから、標準処理期間(申請を受領してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間)における処理率を測定指標として設定した(一件当たりの処理に期間を要する重度障害の子からの請求についても、標準処理期間内の処理に向け、的確・効率的な処理に努める予定)。</p> <p>また、基準値については、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ処理した実績とすることとし、「令和2年度実績値」と設定した。令和3年度の目標値については、引き続き、令和2年度同様に緊急事態宣言が発令されたことから、感染防止対策を講じつつ、処理の改善を図ることとし、「令和2年度実績値以上」を目標値とした。令和4年度及び令和5年度の目標値については、それぞれ、前年度の実績値以上としている。</p> <p>標準処理期間内の処理とするため、恩給請求の処理状況については部内会議で毎月把握し、必要に応じて改善を図ることとする。</p> <p>【参考】総務省における標準処理期間(主なもの) ・普通扶助料: 1.0月(ただし、重度障害の子からの請求は1.5月) ・公務関係扶助料: 1.0月(同上) ・普通恩給: 1.5月 ・傷病恩給: 3.5月</p>
				令和2年度～令和4年度の平均値以上	令和5年度	89.7%以上	令和元年度～3年度の平均値以上	令和2年度～4年度の平均値以上	
相談電話混雑時間帯の相談体制の強化など恩給電話相談対応の充実を図ること	② 恩給相談電話対応率(対応件数/着信件数) <アウトプット指標>	89.7% (平成30年度～令和2年度の平均値)	令和2年度	令和2年度～令和4年度の平均値以上	令和5年度	89.7%以上	令和元年度～3年度の平均値以上	令和2年度～4年度の平均値以上	<p>86.5%以上</p> <p>91.9% (680件/740件)</p> <p>-</p> <p>-</p>
恩給受給者等に対するサービスの向上									<p>91.9% (51,646件/56,183件)</p> <p>-</p> <p>-</p>

恩給相談に的確かつ丁寧に対応するための体制整備	3	恩給相談対応の技術向上に向けた取組 ＜アウトプット指標＞	個人情報の保護の徹底を図りつつ、受給者等に親切・丁寧に対応するという課題があるため、相談対応職員に対し、トピック的な事項（受給者宛に送付した通知、恩給年額の改定など）に重点を置いた研修の実施（計7回。延べ受講者数は98人）のほか、特殊な案件の毎朝のミーティングによる情報共有を実施した結果、恩給相談に対する説明対応に係る苦情は0件であった。	令和2年度	相談対応職員の技術向上に向けた取組を実施	令和5年度	相談対応職員の技術向上に向けた取組を実施	相談対応職員の技術向上に向けた取組を実施	相談対応職員の技術向上に向けた取組を実施	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、安心して恩給を受給していただくためには、恩給相談に的確かつ丁寧に対応する体制を整備することが重要である。相談に対応する職員の恩給相談技術の向上に努めることを通じ、的確な相談対応が可能になると考え、指標として設定した。
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度						
(1)	恩給支給事業(昭和元年度以前)		※5		1～3	※5			0161	
(2)	恩給法(大正12年)		—		1～3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。				
政策の予算額・執行額 (※3)		164,761百万円 (159,546百万円)	135,855百万円 (131,049百万円)	114,086百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
						—	—	—		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑱)

政策 ^(※1) 名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供		担当部局課室名	統計局総務課 他10課室(指標2~7)	作成責任者名	統計局総務課長 阿向 泰二郎 政策統括官(統計制度担当)付統計企画管理官 稲垣 好展				
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月2日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の品質管理を徹底する。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 		統計局総務課 他10課室(指標1)	政策統括官(統計制度担当)付統計企画管理官室(指標1)	分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全				
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>[最終アウトカム]: 公的統計が整備されることにより、精度の高い統計情報を用いて国民・企業等が様々な意思決定を行うことが可能となり、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上が実現する</p> <p>[中間アウトカム]: 基本計画に掲げられた諸施策が実現するとともに、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査が行われることで、「社会の情報基盤」である公的統計が体系的かつ効率的に整備される</p>				政策評価実施予定時期	令和5年8月				
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	基準年度	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値) ^(※2)			
							令和2年度	令和3年度	令和4年度	
公的統計の体系的・効率的な整備を進めるとともに、統計の品質管理を徹底すること	基本計画に掲げられた諸施策の実現	① 第Ⅲ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率<アウトプット指標>	0% (第Ⅲ期基本計画別表全184事項中0事項)	平成29年度	100% (202事項/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	令和4年度	80%以上 (161事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	86%以上 (174事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	100% (202事項/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	<p>今般の不適切統計問題を受けて、公的統計の品質管理と再発防止等の観点から、再発防止策(令和元年9月統計委員会)及び総合的対策(令和元年12月統計改革推進会議統計行政新生部会)が取りまとめられたところ。これらの提言の内容を具体化し、再発防止のみならず、公的統計の品質向上を図り国民の信頼を回復するための取組を確実かつ早急に実施するため、平成30年に策定した第Ⅲ期基本計画の終期(令和4年度末)を待たずして、令和2年6月2日に基本計画を一部変更した。</p> <p>このため、施策目標との関係は、基本計画の取組の進展をもって評価することが適当であり、基本計画では、令和4年度までに講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、測定指標は、具体的な措置・方策の実施率(実施済、継続実施である事項の割合)とすることが適当である。</p> <p>なお、目標値については、基本計画別表のうち、当該目標年度末までに実施(検討)する事項の全事項に対する割合とした。</p>
							78% (158事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	(令和3年度の実績は未定)	—	

統計リテラシーの向上と統計調査に対する協力意識の醸成	インターネットによるオンライン講座を実施	②	データサイエンス・オンライン講座の各講座の受講者数 ＜アウトプット指標＞	受講者数 22,800人	令和 元年度	受講者数 25,100人以上	令和 4年度	31,700人以上 ※「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」期間中の特殊な増加分(約6,600人)を加味したもの (右欄参照)	25,100人以上	25,100人以上	基本計画において、国民の統計リテラシーの向上が重要であり、統計リテラシーの向上は、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成にも効果的であるとされていることから、当該施策では、統計リテラシーを有する者の増加と統計調査に対する協力意識の醸成につながる指標として、基準年実績と直近過去2回の増減を基に、今回の新型コロナウイルス感染症対策による社会情勢の変化に伴い、今後のオンライン学習の需要増を見込んで1割増で設定した(22,800×1.1)。 ただし、令和2年度においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」(令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部長)の発出や、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指した外出自粛の方針により、全国的に在宅者・在宅時間が激増する極めて異例な社会情勢の一時的変化があり、当該緊急事態宣言の解除(令和2年5月25日)までの期間における受講登録者の推移が例年にない増加を示したところ、当該影響が目標設定時点において確定的に把握されたことから、当該影響分について特別に勘案した目標とした。
								37,301人	22,227人	—	講座は「社会人のためのデータサイエンス入門」、「社会人のためのデータサイエンス演習」及び「誰でも使える統計オープンデータ」から構成され、令和元年度から年間を通じて3講座の再開講を行っており、令和2年度以降においても各講座それぞれ1回の再開講を予定している。これまでは提供する講座のスケジュールが毎年異なっていたが、令和2年度以降は3講座の再開講のみを対象とすることとし、基準値及び目標値を再設定している。 また、令和元年度の開講の際のアンケート結果をみると、86%の受講者が受講により役立つ知識が得られたとし、公的統計の有用性・協力の必要性についても90%以上の者が重要・必要であると回答している。 ※ データサイエンス・オンライン講座とは、MOOC(Massive Open Online Courses)の略。インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。)の手法を用いて実施する講座
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること	国勢の基本となる統計の確実な作成・提供	③	統計局所管統計について、前評価期間中に明らかになった不適切な事務処理への再発防止策を踏まえ、令和元年度以降実施している経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 ＜アウトプット指標＞	100% (180件/180件)	令和 元年度	100%	令和 4年度	100%	100%	100%	公的統計は「社会の情報基盤」として、今日の行政運営や企業意思決定などに必要不可欠なものであるため、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を作成し、それを適時的確に提供することが重要である。 最後の工程たる公表を予定どおりに行うことが、確実な統計の作成及び提供に必須であるため、指標として設定(目標値:同程度)
								100% (172件/172件)	100% (182件/182件)	—	

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	統計情報の適時・的確な提供	4	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数(基準年度を含む直近5か年の平均) 〈アウトプット指標〉	785件 (平成27年度～令和元年度の平均) ※	令和元年度	790件以上	令和4年度	790件以上	790件以上	790件以上	統計調査の実施の広報及び結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定(複数年に一度実施する大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 令和3年度:765件 令和2年度:809件 令和元年度:683件 平成30年度:647件 平成29年度:656件 平成28年度:938件 平成27年度:1,002件 ※ 掲載される記事数は社会情勢等による影響を受けるものと考えられるため、従来の目標値(830件)を適用するのではなく、令和元年度実績に基づく目標値を設定するものとする。
			統計局所管統計について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数(基準年度を含む直近5か年の平均) 〈アウトプット指標〉	477件 (平成27年度～令和元年度の平均) ※	令和元年度	480件以上	令和4年度	480件以上	480件以上	480件以上	480件以上
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	e-Statから提供する統計表の充実を図る	⑥	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表データの利用件数 〈アウトプット指標〉	8,581万件 (平成30年度～令和元年度の平均) ※	令和元年度	19,039万件以上	令和4年度	9,000万件以上	9,500万件以上	19,039万件以上	統計利用者からの要望等を踏まえ、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定 目標値は、これまでの実績から想定される今後の推移を勘案して設定 【参考(実績件数)】 令和元年度:13,813万件(外れ値除外後:9,615万件)※ 平成30年度:9,762万件(外れ値除外後:7,547万件)※ ※ 測定指標の対象は、「統計表ダウンロード件数」、「データベース利用件数」、「APIリクエスト件数」の3つの合計値。「APIリクエスト件数」については、平成31年4月の統一地方選挙に関し、e-Stat API機能を利用し各地域の人口表示等を行う、外部サイトの影響を強く受けていることから、平成31年3～4月分の実績を外れ値として除外した値から目標値を設定するものとする。なお、年度によって実績値に大きな変動がある点等を考慮し、平成30年度及び令和元年度の平均値を採用 【令和4年度目標値の見直しについて】 令和3年度実績値が目標値を大きく上回ったことを踏まえ、4年度目標値を見直すこととする。 見直しに当たっては、年度によって実績値に大きな変動がある点等を考慮し、令和2年度及び3年度の平均値を採用
								12,729万件	25,349万件	—	

	統計局ホームページのリニューアルを実施し、利用者の利便性向上を図る	⑦	統計局ホームページのアクセス件数 ＜アウトプット指標＞	5,284万件 (平成28年度～元年度の平均)	令和元年度	6,000万件	令和4年度	5,500万件	5,750万件	6,000万件	ホームページは国民にとって統計数値を得る身近な手段であることから、幅広い統計の利活用促進につながるため、ホームページのアクセス件数を指標として設定 目標値は、アクセス件数についてのこれまでの実績から想定される今後の推移を勘案して設定 【参考(実績件数)】 令和元年度:6,505万件 平成30年度:6,681万件 平成29年度:3,907万件 平成28年度:4,045万件
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等		令和4年度行政事業 レビュー事業番号			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度							
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)	※5			3～5,7	※5		0167			
(2)	統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年度)	※5			3～5	※5		0168			
(3)	統計体系整備事業 (昭和22年度)	※5			1	※5		0169			
(4)	国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)	※5			1	※5		0170			
(5)	統計調査等業務の最適化事業 (平成18年)	※5			2, 6	※5		0171			
(6)	統計法(平成19年)	-			-	公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。					
政策の予算額・執行額 (※3)		97,601百万円 (95,782百万円)	32,102百万円 (30,783百万円)	23,358百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
						公的統計の整備に関する基本的な計画	令和2年 6月2日	※全般的に関係			
						経済財政運営と改革の基本方針	令和3年 6月18日	第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革 7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進 (経済・財政一体改革の点検、EBPMの推進等) (前略)EBPMの推進の観点から、エビデンスによって効果が裏付けられた政策やエビデンスを構築するためのデータ収集等に予算を重点化する(後略)。政策評価等の基盤であるデータ活用を加速するため、全ての基幹統計をデータベース型で原則公表するよう、データ公表様式の標準化方針を策定する。			
						デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和3年 6月18日	第3部 施策 V. 包括的データ戦略 [No. 5-16] 統計データのオープン化の推進・高度化 ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。 ・政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 ・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与			

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku4.html)を参照

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-19)

政策(※1)名	政策19: 消防防災体制の充実強化						担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室等	作成責任者名	消防庁総務課長 門前 浩司	
	政策の概要									分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 国民の身体、生命及び財産を火災から保護し、水火災、地震等の災害を防除し、これらの災害の被害の軽減を図る。 [中間アウトカム]: 消防団及び自主防災組織等を中心とした地域防災力の向上 常備消防を中心とした自治体の消防・防災及び危機管理機能の強化 緊急消防援助隊の登録隊数の増加を中心とした大規模災害時等の広域応援体制の充実						政策評価実施予定時期	令和5年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
		①	②	基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)(※2)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度							
緊急消防援助隊の機能を強化すること	大規模災害等が発生した場合のため緊急消防援助隊の充実強化を実施	①	緊急消防援助隊の登録隊数 ＜アウトカム指標＞ ※緊急消防援助隊とは、大規模災害等において、被災都道府県からの要請等により、消防庁長官の出勤の求め又は指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する部隊をいう。	6,441隊 (令和2年4月1日現在)	令和元年度	6,600隊程度	令和5年度	6,600隊程度(令和5年度末まで)			東日本大震災における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的非常災害への対応力を高めるため、第4期基本計画(令和元年～5年度)に基づき部隊規模を6,600隊に増隊することとし、緊急消防援助隊の充実強化を行う。なお、令和5年度末までに6,600隊に増隊することが目標である。 【参考】 6,441隊(令和2年4月1日現在)
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	消防防災体制の充実強化のため消防の広域化を推進	②	消防組織法に基づき広域化が実現した市町村の組合せ数(ブロック数)(累計値) ＜アウトカム指標＞	54ブロック (令和2年3月31日現在)	令和元年度	実現ブロック数(累計値)の増加	令和6年度	実現ブロック数(累計値)の増加(令和6年度まで)			一般論として、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましいことから、消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策と言える。このことを踏まえると、広域化の実現が施策目標の達成につながるものと考えられることから、広域化が実現した市町村の組合せ数(ブロック数)を測定指標として設定 なお、広域化の実現に当たっては、市町村等における合意形成に相当の時間を要することを踏まえ、年度ごとの目標は定めず、消防の広域化の推進期限である令和6年度までに、これまで以上に実現ブロック数を増加させることとした。 【参考】 54ブロック(令和2年3月31日現在) 50ブロック(平成30年3月31日現在) 40ブロック(平成28年3月31日現在)
	大規模地震時の消防水利確保のため、耐震性貯水槽の整備を推進	3	耐震性貯水槽の整備数及び整備計画の把握 ＜アウトカム指標＞ 耐震性貯水槽の整備数(累計値) ＜アウトカム指標＞	年1回 120,515基 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	令和元年度値以上 整備数(累計値)の増加	令和4年度	令和元年度値以上＜アウトカム指標＞ 整備数(累計値)の増加			大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予想される。こうした大規模災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定 【参考】 117,340基(平成30年4月1日現在) 113,009基(平成29年4月1日現在)
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	
								6,546隊 (令和3年4月1日現在)	6,606隊 (令和4年4月1日現在)	—	
								56ブロック (令和3年4月1日現在)	57ブロック (令和4年4月1日現在)	—	
								120,050基 (465基減)	122,773基 (2,723基増)	—	

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	救急救命体制の充実強化及び救命率の向上を推進	4	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.4% (平成30年中)	令和元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	<p>救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、平成21年に厚生労働省と共同で都道府県に実施基準の策定と実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案(例として、受入照会回数4回以上の搬送事案)の割合の低下につながると考えられることから指標として設定</p> <p>※「受入照会回数4回以上」については、消防白書等において、選定困難事案の基準として採用している。</p> <p>※消防庁では、各都道府県の救急業務に関する取組状況や課題の把握、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の紹介といったフォローアップに取り組むとともに、メディカルコントロール体制の強化、緊急度判定などの施策を通じ搬送・受入体制の強化を図り選定困難事案の解消にも努めており、それら施策の指標として、受入医療機関の選定困難事案の割合は有効である。</p> <p>【参考】 (平成29年中) 重症以上傷病者搬送事案 2.2% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.3% 小児傷病者搬送事案 1.7% 救命救急センター等搬送事案 2.5% (平成28年中) 重症以上傷病者搬送事案 2.3% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.5% 小児傷病者搬送事案 2.0% 救命救急センター等搬送事案 2.6%</p>			
			受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.6% (平成30年中)	令和元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)		—		
			受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	1.7% (平成30年中)	令和元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)		—		
			受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.6% (平成30年中)	令和元年度	事案の割合の減少 (対前年度減)	令和4年度	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)	事案割合の減少 (対前年度減)		—		
			心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	50.7% (平成30年中)	令和元年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	令和4年度	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増)	応急手当実施率の向上 (対前年度増)		—		
								50.7% (0%) 令和元年中	51.5% (0.8%増) 令和2年中					
			海外被災地において効果的に捜索救助活動をするため、国際消防救助隊員に対する教育訓練を実施	6	国際消防救助隊の教育訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間224人	令和元年度	年間200人	令和4年度	年間200人		年間200人	年間200人	<p>国際消防救助隊員として登録されている者が599名いることから、3年の間で、一度は大規模な訓練や研修に参加できるよう、年間200名の目標を設定</p> <p>【参考】 231人(平成30年度) 209人(平成29年度)</p>
										116人		215人	—	

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進	7	耐震化の状況を調査し、耐震化の推進の必要性について通知等により周知 ＜アウトプット指標＞	年1回 94.2% (平成31年3月31日現在)	令和元年度	令和元年度以上 耐震化率の増加 (対前年度増)	令和4年度	令和元年度以上＜アウトプット指標＞ 耐震化率の増加(対前年度増)＜アウトカム指標＞			公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定
			防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞				1回 95.1% (0.9%増)	令和4年10月頃 確定予定	—	【参考】 93.1%(平成30年3月31日現在) 92.2%(平成29年3月31日現在)	
消防団等地域防災力を強化すること	消防団の充実強化や自主防災組織の活動の活性化のため、地方公共団体への助言・各種予算事業を実施	⑧	女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞	26,625人 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	団員数の増加	令和4年度	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	日本各地で様々な災害や火災が相次いでおり、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっている中、我が国の人口減少、少子高齢化などにより、地域防災力の中核的役割を果たす消防団の団員数は減少傾向にある。 こうした中で、地域住民の安心・安全の確保のために、消防団員の確保など、地域防災力の充実強化を一層図ることが肝要であり、女性や学生、被雇用者の入団促進に向けた取組を推進することにより、消防団員の確保及び地域における総合的な防災力の強化につながることから、当該目標を指標として設定
			学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞	5,189人 (平成31年4月1日現在)	令和元年度	団員数の増加	令和4年度	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	団員数の増加 (対前年度増)	(消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合) 「消防団協力事業所表示制度」とは、従業員が消防団に相当数入団していたり、消防団に資機材等を提供するなど、消防団活動に協力する事業所を顕彰する制度。一部の地方公共団体においては、入札における加点等の消防団協力事業所に対する支援策が設けられている。 【参考】 (平成30年4月1日現在) 女性消防団員数 25,981人 学生消防団員数 4,562人 消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合 76.4% (平成29年4月1日現在) 女性消防団員数 24,947人 学生消防団員数 3,995人 消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合 74.6%
			消防団協力事業所表示制度を導入している市町村の割合 ＜アウトプット指標＞	77.1% (平成31年4月1日現在)	令和元年度	100% (消防団協力事業所表示制度を導入している市町村数/市町村数)	令和4年度	84.7%	92.3%	100%	【参考指標】 ○消防団等充実強化アドバイザー派遣回数 令和元年度27回、平成30年度28回、平成29年度29回 ○女性消防団員が所属している消防団の割合(女性消防団員が所属している消防団数/消防団数) 令和元年度72.8%、平成30年度71.7%、平成29年度69.1% ○学生消防団活動認証制度を導入している市町村の割合(学生消防団活動認証制度を導入している市町村数/大学等が管内に所在する市町村数) 令和元年度49.5%、平成30年度45.4%、平成29年度32.2%
			自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞	84.1% (平成31年4月1日現在)	令和元年度	カバー率の増加 (対前年度増) (自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数/全世帯数)	令和4年度	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	カバー率の増加 (対前年度増)	特に大規模災害時には、道路、橋りょう等の交通インフラが寸断されることで、常備消防を始めとする防災関係機関等の災害対応に支障を来す可能性があることを踏まえて、自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながることから、指標として設定 ※「自主防災組織の組織活動カバー率」とは、全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合をいう。 【参考】 83.2%(平成30年4月1日現在) 82.7%(平成29年4月1日現在)

Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	災害時に住民へ防災情報を伝達し警戒を呼び掛けるため防災行政無線の整備を実施	10	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 ＜アウトプット指標＞	86.6% (平成31年3月31日現在)	令和元年度	整備率の増加 (対前年度増)	令和4年度	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	整備率の増加 (対前年度増)	<p>市町村防災行政無線(同報系)は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。災害時には、一刻も早く住民に警報等の防災情報を伝達し、警戒を呼び掛けることが、住民の安全・安心を守る上で極めて重要であるが、まだ未整備の地方公共団体も存在している。市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化し、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各地方公共団体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、市町村が適切に災害情報等を市民に伝達できるよう消防庁が実施しているアドバイザーの派遣について参考として実施市町村数を以下に示す。</p> <p>【参考1】 ○市町村防災行政無線(同報系)の整備率 86.6%(平成31年3月31日現在) 84.1%(平成30年3月31日現在) 83.8%(平成29年3月31日現在)</p> <p>【参考2】 ○アドバイザー派遣 実施市町村数 令和3年度 39箇所 令和2年度 37箇所 令和元年度 29箇所 平成30年度 25箇所 平成29年度 37箇所</p>
								87.0% (0.4%増) (令和2年3月31日現在)	87.5% (0.5%増) (令和3年3月31日現在)	—	
消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保するためシステムのコスト削減	11	消防庁所管システムの運用・保守経費 ＜アウトカム指標＞	687,750千円	平成25年度	3割以上の削減 (対基準年度)	令和3年度	基準年度と比較して3割以上の減少 (令和3年度までの目標値)			<p>情報システムの効率的な運用が求められている現状を踏まえて、消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図ることが重要であることから指標として設定。なお、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)及び「総務省デジタル・ガバメント中長期計画」(平成30年6月22日総務省行政情報化推進委員会決定)において、主要測定指標(KPI)として「運用コストを平成25年度比で3割削減」とされたことを受け、これに合わせ目標値を設定</p> <p>【参考】 641,192千円(平成30年度) 630,133千円(平成29年度)</p>
								719,932千円 (5%増)	680,157千円 (1%減)	—	
消防庁及び地方公共団体の災害対応能力向上のため訓練を実施	消防庁及び地方公共団体の災害対応能力向上のため訓練を実施	12	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトプット指標＞	80回	平成30年度	訓練の実施 (基準年度程度)	令和4年度	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	訓練の実施 (基準年度程度)	<p>消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。訓練実施回数については、年度によって差が生じるものの、例年80回前後で推移していることを踏まえ、平成30年度の実績値である80回を基準値とする。</p> <p>【参考】 84回(令和元年度) 80回(平成30年度) 82回(平成29年度)</p>
								63回	65回	—	
火災予防対策を推進すること	住宅火災における被害軽減のため防火対策に関する啓発を実施	13	住宅火災件数 ＜アウトカム指標＞	10,269件 (平成30年中)	令和元年度	件数の減少 (対前年度減)	令和4年度	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減)	件数の減少 (対前年度減)	<p>我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について」に基づき継続的に進めているところであり、「住宅防火防災推進シンポジウム」への参画、高齢者に対し火災予防の注意喚起を行う「住宅防火・防災キャンペーン」の実施、広報用映像資料の制作・配布等住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災件数の減少が見込まれる。住宅火災による死者数を減らすためにも住宅火災件数を減少させることが必要であることから、住宅火災件数を指標として設定</p> <p>【参考】 住宅火災件数 10,489件、住宅火災死者数 889人(平成29年中) 住宅火災件数 10,523件、住宅火災死者数 885人(平成28年中) ※住宅火災件数については放火を、住宅火災死者数については放火自殺者等を除く。</p>
								10,058件 (211件減) (令和元年中)	9,890件 (168件減) (令和2年中)	—	

危険物事故対策を推進すること	国民の安全確保のため危険物事故対策を実施	14	危険物施設における事故(震度6以上の地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	580件 (平成27年～令和元年度の平均)	令和元年度	件数の減少 (対前回比減)	令和4年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	危険物施設における事故件数は、近年は高水準で推移している現状を踏まえて、危険物等事故防止対策情報連絡会の開催等危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定 【参考】 581件(平成26年～平成30年の平均) 572件(平成25年～平成29年の平均)
								581件 (1件増) (平成28年～令和2年の平均)	596件 (15件増) (平成29年～令和3年の平均)	—	
コンビナート災害対策等を推進すること	国民の安全確保のためコンビナート災害対策等を実施	15	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故(地震により発生したものを除く。)の件数(基準・目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) ＜アウトカム指標＞	267件 (平成27年～令和元年度の平均)	令和元年度	件数の減少 (対前回比減)	令和4年度	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	件数の減少 (対前回比減)	平成6年以降、事故件数は増加傾向にあり、近年は250件前後で推移している現状にあることを踏まえて、石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定
								273件 (6件増) (平成28年～令和2年の平均)	282件 (9件増) (平成29年～令和3年の平均)	—	
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	技術基準等の改正や政策等への科学技術の反映のため研究開発を実施	16	社会実装に向けて研究段階が進行した研究開発の件数 ＜アウトカム指標＞ 【参考指標】消防防災に関する技術シーズとニーズのマッチングイベントへの参画回数	4件 【参考指標】1回	令和元年度	件数の増加 (対基準年度増)	令和4年度	件数の増加 (対基準年度増)	件数の増加 (対基準年度増)	件数の増加 (対基準年度増)	消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題や東日本大震災、集中豪雨、台風等の災害において明らかになった課題を解決するため、災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定
								2件 (2件減) 【参考指標】2回	3件 (1件減) 【参考指標】2回	—	
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等			令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度						
(1)	緊急消防援助隊の機能強化 (平成16年度)		※5			1	※5			0167	
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化 (昭和28年度)		※5			2～7	※5			0168	
(3)	消防団等地域防災力の充実強化 (平成20年度)		※5			8・9	※5			0169	
(4)	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化 (平成21年度)		※5			10	※5			0170	
(5)	消防庁危機管理機能の充実・確保 (平成19年度)		※5			11・12	※5			0171	
(6)	火災予防対策の推進 (平成20年度)		※5			13	※5			0172	
(7)	危険物事故防止対策の推進 (平成20年度)		※5			14	※5			0173	
(8)	コンビナート災害対策等の推進 (平成20年度)		※5			15	※5			0174	
(9)	消防防災分野の研究開発に必要な経費 (平成15年度)		※5			16	※5			0175	
(10)	震度情報ネットワークシステムの整備に必要な経費 (令和3年度)		—	※5	—	11	※5			0176	
(11)	消防防災施設等の災害復旧に必要な経費 (復興庁からの移替え) (平成24年度)		※6			—	※6			復興庁21-0019	

(12)	福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域での消防活動等に要する経費(原子力災害避難指示区域消防活動費交付金)(復興庁からの移替え) (平成25年度)	※6	—	※6	復興庁21-0020
(13)	緊急消防援助隊の出動経費(緊急消防援助隊活動費負担金) (復興庁からの移替え) (平成25年度)	※6	—	※6	復興庁21-0021
(14)	消防組織法(昭和22年) 消防法(昭和23年)	—	1~16	火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。	

政策の予算額・執行額 (※3)	21,714百万円 (19,661百万円)	16,929百万円 (15,268百万円)	9,471百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年 6月21日	被災者の迅速な救命・救助や被害の最小化を図るため、ISUTなどのICTを活用した情報共有、域外からの緊急援助体制や広域化を始めとした消防体制の強化を行うとともに、応援体制に加え、受援等災害対応の運用の基盤の確立を図る。国及び地方自治体の災害救助体制や消防団を中核とした地域防災力の充実強化、行政・NPO・ボランティア等の三者連携の強化及びコーディネート人材の育成、自主防災組織等の育成・教育訓練、防災拠点等となる学校等公共施設等の耐震化などの防災・避難所機能強化、新技術を活用した河川管理の高度化・避難の迅速化等により、地域の災害対応力の向上を図る。被災地の早急な復旧・復興に向けて、緊急災害対策派遣隊の体制・機能の拡充・強化、地方自治体職員の中長期派遣体制整備に取り組む。被災者の速やかな生活再建を図るため、被災者支援制度の充実や福祉との連携を検討する。南海トラフ地震に備えた計画的避難体制を確立するとともに、国民の正しい理解につなげる広報の充実を図る。 安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、不動産証券化手法の活用等に努める。災害派遣医療チームの強化された司令塔機能の活用等を進めるとともに、医療活動訓練等において医療モジュールの実証を推進する。「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。
					第198回国会総務大臣所信表明	平成31年 2月14日	昨年は、大阪北部地震、七月豪雨、台風第二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な災害が相次ぎました。こうした状況に鑑み、第二次補正予算において、七百億円を特別交付税の総額に加算しました。災害からの復旧・復興に向け、被災地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応します。 また、南海トラフ地震、大規模風水害及び放射性物質、生物剤又は化学剤などによるテロ災害に対応するための緊急消防援助隊の強化、消防団の団員の入団促進や処遇の改善、さらに、災害時における、より効果的な活動を図るための救助用資機材の更なる配備などによる地域防災力の充実強化などを推進し、消防力を強化します。 加えて、G20大阪サミットや東京オリンピック・パラリンピックなどの開催に向けた安心・安全対策や、聴覚・言語機能障害者が音声によらない一〇九番通報を行うことができるシステムの全国展開、災害時の情報伝達手段の強化などを進めます。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※5 総務省令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照

※6 復興庁令和4年度行政事業レビュー(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html>)を参照